

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 23 年 6 月 7 日 (火) 号外第 6 5 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 監査公告	監査結果に基づき知事が講じた措置の公表 (3 件) (4～6) 2
	包括外部監査の結果に関する報告に基づき知事が講じた措置の公表 (7) 28

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成21年11月9日付鳥取県監査委員公告第9号で公表した平成20年度決算に係る定期監査の結果に関する報告（以下「平成20年度監査報告」という。）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第10項の規定により平成20年度監査報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成23年6月7日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
鳥取県監査委員 興 治 英 夫
鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

1 指摘事項

監査指摘	講じた措置
<p>1 企画部</p> <p>(1) 衆議院議員選挙を想定した事前準備の経費について、予算措置をしないまま、海区漁業調整委員会委員選挙費の費目から執行していた。（自治振興課）</p> <p>(2) 庁内LANパソコンの使用料について、一般会計から用品調達等集中管理事業特別会計への公金振替の手続を行っていなかった。（情報政策課）</p>	<p>年度内に衆議院が解散されなかったことにより、解散を想定してあらかじめ海区漁業調整委員会選挙費で執行していた衆議院議員選挙に係る事前の事務経費について、科目更正を行えなかったことが原因である。今後、同様の事案が生じた場合は、より適切な選挙管理委員会費の流用又は増額補正等の予算措置を行った上で事務を執行することとした。</p> <p>平成21年度に補正予算を組み公金振替手続を行った。公金振替の時期を、情報政策課分(年度末)と他部局分(年度当初)とで分けていたことが手続を失念した原因であり、平成21年度からは、全てのリース料を半期ごとの公金振替に統一した。</p>
<p>2 福祉保健部</p> <p>(1) 鳥取県認知症予防の町事業に関する業務委託契約について、契約締結の事務手続が大幅に遅延していた。（長寿社会課）</p> <p>(2) 児童福祉費負担金について、調定が大幅に遅延しているものがあつた。（米子児童相談所）</p>	<p>受託者が事業に着手するためには、委託契約を締結しなければならないという基本知識が担当者になく、財源となる国庫補助金の交付決定後に委託契約を締結するものと誤解していたことによる。</p> <p>指摘後、職員に研修を受講させ基本的業務の知識を習得させるとともに、全事業（委託事業、補助事業）の進捗状況一覧表を課内データベースに掲載して、進捗管理と情報共有を行うこととした。</p> <p>負担金の額を決定するための必要書類（所得税額等申告書）を保護者が速やかに提出しないことにより遅延したものはあるが、負担金徴収マニュアルを作成</p>

<p>(3) 職員等駐車場に係る行政財産の目的外使用許可について、減免の要件に該当しない事案に対して減免しているものがあつた。(喜多原学園)</p>	<p>し、今後は保護者への周知を徹底するとともに、必要書類が提出されない場合は関係先への照会等により個別対応することを徹底した。</p> <p>他の職員がローテーション勤務が理由で減免対象となっていたにもかかわらず、減免対象外である職員に対しても同様に減免していたものである。指摘後、差額を徴収するとともに、公有財産事務取扱要領の規定に基づき減免することを徹底した。</p>
<p>3 生活環境部</p>	
<p>(1) 雑入(県営住宅明渡し訴訟に係る損害賠償金)について、入居者が退去し損害賠償額が確定したにもかかわらず、調定を行っていないものがあつた。(住宅政策課)</p>	<p>担当者の調定に対する認識の欠如と監督者の管理が不十分であつたことが原因である。指摘のあつた20件については、調定に必要な調査の完了後、速やかに調定を行っており、現在17件が調定済みである。</p> <p>再発防止策として、損害賠償金額の確定後適正に調定を行うよう、組織内で情報を共有し、進捗状況を確認することとした。</p>
<p>(2) 雑入(県営住宅明渡し訴訟に係る損害賠償金)について、調定が大幅に遅延していた。(住宅政策課)</p>	<p>担当者の調定に対する認識の欠如と監督者の管理が不十分であつたことが原因である。</p> <p>再発防止策として、損害賠償金額の確定後適正に調定を行うよう、組織内で情報を共有し、進捗状況を確認することとした。</p>
<p>4 商工労働部</p>	
<p>(1) バイオ関連産業集積促進事業に係る調査業務委託契約について、予定価格を決定しておらず、また、予定価格調書を作成していなかつた。(産業振興総室)</p>	<p>受託者が県の外部団体(公益法人)であることから、予定価格の決定を省略できる案件であると誤認したことが原因である。会計関連の諸規程に基づく適正な取扱いを徹底した。</p>
<p>(2) 行政財産使用料(入居団体の事務室等使用料)について、調定額に誤りがあつた。(倉吉高等技術専門学校→雇用人材総室)</p>	<p>誤つた減免率で使用料を算定していたことが原因であり、不足額を収納するとともに、会計関連の諸規程に基づく適正な取扱いを徹底した。</p>
<p>5 農林水産部</p>	
<p>(1) 非常勤職員等の人件費について、一般会計から用品調達等集中管理事業特別会計への支出事務手続(公金振替)を行っていないがあつた。(農林総合研究所企画総務部)</p>	<p>平成21年度に補正予算を計上し、公金振替手続を行った。また、財務会計システム上の確認手続を怠っていたことが原因であり、事務処理漏れのないよう、担当の主査、副査相互で事務処理状況を確認することを徹底した。</p>
<p>(2) 木材利用研究室に関する共同研究契約について、契約締結が大幅に遅延していた。(農林総合研究所林業試験場)</p>	<p>前年度からの継続研究であり、前年度の研究成果を踏まえて当該年度の研究内容及び負担額を取りまとめる必要があり、それに時間を要したことが原因である。改善策として共同研究の相手先と契約内容の調整を早期に行うことで大幅な遅延が生じないようにした。</p>
<p>6 県土整備部</p>	
<p>農林水産業使用料(漁港施設使用料)、土木使用料(港湾占用料)、港湾施設使用料及び財産貸付収入について、調定が大幅に遅延しているものがあつた。(鳥取港湾事務所)</p>	<p>担当者が、前任者から複数年契約分の調定事務に関する事務引継を受けていなかったことが原因であり、事務引継の徹底と台帳のデータベース化により再発防止を図つた。</p>

<p>7 庶務集中局</p> <p>用品調達等集中管理事業特別会計の集中管理事業収入（非常勤職員等の人件費）について、一般会計からの振替収納の確認を行っていなかった。（集中業務課）</p>	<p>財務会計システム上の確認手続きを怠っていたことが原因であり、収納状況の確認を徹底するとともに、未収所属課には督促を行って進捗管理に努めることとした。</p>
<p>8 総合事務所</p> <p>(1) 行政財産使用料（電柱敷等の使用料）について、調定が大幅に遅延しているものがあった。（東部総合事務所生活環境局）</p>	<p>前任者からの事務引継の不備が原因であり、再発防止のため、主要業務年間スケジュール表により課内で情報を共有し、前年度末に調定準備を行うこととした。さらに年度当初の4月及び5月に収納確認することを引継事項とすることで、人事異動による調定漏れが生じないよう改善を図った。</p>
<p>(2) 狐川自然環境再生支援事業補助金について、予算措置をしないまま補助事業の執行を容認していた。（東部総合事務所県土整備局）</p>	<p>補助金の一部を当初予算に計上していなかったため、9月補正予算で対応することとなったが、事業実施を急ぐあまり、県の予算措置を待たずに補助団体が事業を行うのを容認していたことが原因である。再発防止のため、局職員を対象とした研修会で、補助金事務のルール遵守等について徹底した。</p>
<p>(3) 根安春米（春米工区）林道開設工事に係る立木の損失補償について、県が別途集材作業を実施しているにもかかわらず、補償金に立木の集材費を含めて支出していた。（八頭総合事務所農林局）</p>	<p>工事発注を急ぐあまり、立木補償契約の相手方に補助金の内訳について曖昧な説明をしていたことが原因である。</p> <p>再発防止のため、工事設計書チェックシートを改善して補償内容の審査を厳密に行うこととし、研修会等により、補償交渉及び契約の原則を職員に周知徹底した。</p>
<p>(4) 広留野3期農免農道改良工事（P1橋脚工）（農免）に係る請負契約について、変更契約額の算定を誤ったことにより工事請負費を過大に支出していた。（八頭総合事務所県土整備局）</p>	<p>積算システムに誤った金額を入力したことが原因であり、請負業者から工事請負費の過大支出分の返還を受けた。</p> <p>また、システムによる積算時に担当者がチェックを徹底するとともに、班長によるチェックを確実に行うことで、再発防止に努めることとした。</p> <p>なお、補償金のうち集材費の過払い分の返納については、契約の相手方の同意を得られなかった。</p>
<p>(5) 農林水産業使用料（漁港施設使用料）について、調定が大幅に遅延していた。（中部総合事務所県土整備局）</p>	<p>進捗状況のチェック体制の不備により事務処理が遅延したものであり、債権登録・調定予定表を活用することにより、組織としてのチェック体制を強化した。</p>
<p>(6) 天神川流域下水道事業汚泥焼却灰処分業務委託契約について、予定価格を決定しておらず、また、予定価格調書を作成していなかった。（中部総合事務所県土整備局→生活環境局）</p>	<p>契約事務に対する認識不足が原因であり、研修等による職員のスキルアップに努めるとともに、組織全体でのチェック体制を強化した。</p>
<p>(7) 行政財産使用料（入居団体の事務室等使用料）について、調定額に誤りがあった。（日野総合事務所県民局）</p>	<p>使用面積の端数処理の取扱いを誤認していたことが原因であり、不足額を徴収するとともに、再発防止策として、チーム内での審査及び確認を徹底した。</p>
<p>9 企業局</p> <p>(1) 行政財産（風力発電施設）の目的外使用許可</p>	<p>施設使用料とは別に電気代を徴収しなければならな</p>

<p>に係る雑収益（電気代）について、調定を行って いなかった。（企業局本局）</p>	<p>いという認識が無かったことが原因であり、調定漏れの電気代を徴収するとともに、再発防止策として、会計関係規程等の遵守を徹底するよう職員に周知した。</p>
<p>(2) 期末手当（平成20年6月分）に係る所得税の 納付遅延により、納付する必要のない不納付加算 税及び延滞税を納付していた。（企業局本局）</p>	<p>また、使用許可の時点で、行事予定データベースに 期間終了時の電気代徴収事務を登録し、課内のチェッ ク体制を強化することで、確実に調定を行うようにし た。</p> <p>担当者が納付手続を失念していたことが原因であり、 再発防止策として、所得税等の納付手続の際は、預り 金整理簿を添付することにより、残高に誤りや納付漏 れがないか確認できるようにして、チェック体制を強 化した。</p>
<p>10 教育委員会</p>	
<p>(1) 金券類（郵便切手）について、現物の残高と 金券類受払簿の残高に不突合があった。（文化財 課）</p>	<p>現物と金券類受払簿の残高との突合を行わず、使用 実績の確認を怠っていたことが原因である。再発防止 策として、郵便切手の使用目的の限定及び受払いは物 品保管主任が行うことの職員への周知及び課長補佐に よる検査を徹底することとした。</p>
<p>(2) 授業料について、年度中途に減免認定した7 名分の減額調定を行っていなかった。（鳥取西高 等学校）</p>	<p>複数の職員によるチェック体制となっていなかった ことが原因であり、研修により業務についての共通理 解を図るとともに、書類の見直しを行い、関連事務の 入力確認欄を作ることで、再発を防止することとした。</p> <p>なお、平成22年4月からは、公立高校の授業料無償 化に伴い、当該事務は不要となった。</p>
<p>11 警察本部</p>	
<p>雑入（施設入居者からの清掃委託に係る実費相当 額）について、調定を行っていなかった。</p>	<p>清掃経費については、建物使用に伴う行政財産使用 料に含まれると誤認していたことが原因である。平成 21年度から清掃委託に係る実費相当額を面積割により 算出し、四半期ごとに徴収することとした。</p>

2 監査意見

監査意見	講じた措置
<p>1 防災局</p> <p>(1) 県民への必要な防災情報の提供について</p> <p>近年、台風、地震、大雨等による局地的な災害 が発生し、大きな被害が生じている。</p> <p>最近では、7月21日の大雨により山口県防府市 の特別養護老人ホームなどが土石流による被害を 受け、8月9日の台風第9号では、兵庫県佐用町 で佐用川がはん濫するなど甚大な被害が発生した。 本県では人的な被害はなかったが、県民の災害に 対する不安及び関心は高くなっている。</p> <p>県民の災害に対する不安及び関心に応えるため には、県は、市町村と連携して防災対策を講じる とともに、日頃から必要な防災情報について県民</p>	<p>防災局のホームページ「鳥取県の防災」の充実強化 （災害時の行動に役立つ防災知識の提供等の掲載）の ほか、平成22年4月から携帯メールを使った防災情報 等提供・収集システム「あんしんトリピーメール」を 運用するなど、防災情報の県民への周知に努めている。</p> <p>また、平成22年度は、市町村に対して、全国瞬時警 報システムの情報を防災行政無線で住民に周知するシ ステムの整備経費を補助するとともに、地上波デジタル 放送のデータ放送を使った防災情報提供システムの 整備にも取り組んでいるところである。</p> <p>土砂災害に関するハザードマップについては、防災</p>

への周知を図り、災害時の県民自身の行動を十分に認識していただく必要がある。

また、市町村において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づくハザードマップの作成が進められているところであるが、約半数の市町村において作成されておらず、十分とは言えない。

については、市町村と連携して、日頃から県民に必要な防災情報の周知を図るとともに、関係部局とも連携してハザードマップの作成促進及び周知徹底を図りたい。（防災チーム）

(2) 消防学校の寮室の改善について

消防学校は、昭和58年開校以来26年が経過しており、寮室は定員32名（4人部屋×8室）である。

消防学校では、平成26年度をピークに、消防職員の大量退職に伴う初任消防職員の消防学校への入校者の増が見込まれているが、現在の寮室の定員では十分に対応できない状況である。

このため、平成20年10月から「鳥取県の消防学校のあり方検討会」を設置し、消防学校のソフト・ハード両面における必要な機能の整備について検討が行われている。

この検討会の中で、寮室についてもプライバシー保護等のための個室化や、女性入校者用の寮室の整備等が検討されているが、現状の全く仕切りのない量の部屋でのプライバシーの保てない環境の改善は急務となっている。

については、寮室の問題は消防学校のあり方と密接に関わる問題ではあるが、特に女性のプライバシー保護のための寮室の改善は急務であり、早急に対策を講じられたい。（消防チーム及び消防学校）

2 総務部

(1) 補助金等に関する事務の適正化について

平成20年度決算に係る定期監査においては、補助金等に係る事務の処理状況を重点事項として監査を実施した。

この結果、交付申請書の受理、交付決定、実績報告書の受理及び額の確定が遅延しているもの、内容の誤った実績報告書を受理しているもの、補助事業の変更承認手続を行っていないもの等の不適正事案が数多く見受けられた。

また、補助金交付要綱において、交付申請の期限や実績報告の期限を必要以上に早期に設定したり、不必要と思われる変更承認申請の基準を規定

局と県土整備部が連携して市町村に作成を働きかけており、平成22年度中に全市町村で作成及び配布の予定である。

女性入校者に対しては、平成16年度に女性用寮室（1室4名）、女性専用の浴室及びトイレが整備されているが、女性を含む入寮者のプライバシー保護及び初任消防職員の大量入校に対応するため、平成22年度に校舎の改修を行い、寮室を半個室化するとともに寮室を増設して初任消防職員の大量入校に対応することとした。

補助金事務の適正な執行を徹底するよう注意喚起を行うとともに、同様の不適正事案を繰り返さないための参考として、平成20年度の不適正事案の状況を取りまとめ、総務部長通知で周知した。

また、県民向けの補助金交付要綱については、県への提出期限及び添付書類の必要性等の観点から実態に即しているかチェックし、必要な改正を行うよう担当課に指示し、改正が必要と判断された45件の補助金交付要綱について、事務の簡素化、緩和等の改正を行った。

する等、補助金交付要綱の内容が実態に即していないと思われるものもあり、結果として不適正となった例も見受けられた。

補助金事務に関する不適正事案については、本来、補助金等を所管する各機関が適正に事務処理を行うことが不可欠であるが、近年の不適正事案の増加という現状を踏まえ、補助金等の事務処理が適正に実施されるよう、全庁的に徹底する必要があると考える。

については、補助金等に係る事務処理の現状を確認するとともに、適正な事務処理の実施及び実態に即した補助金交付要綱の見直しを徹底し、事務の簡素化にも配慮した上で、補助金等の事務の適正化を図られたい。(財政課)

(2) 債権回収のための基準の整備について

平成20年度決算の税外収入の収入未済額は、約31億8,500万円で、前年度に比べ約1億4,480万円減少しているものの、様々な要因により収入未済が発生している。財源の確保及び負担の公平性の観点からも速やかに縮減されるべきものである。

現在、債権回収会社又は弁護士事務所へ債権回収業務を委託するなどの取組が進められているが、債権回収会社への債権回収委託や法的措置による強制執行の実施についての基準が整備されていないなど、債権回収の考え方が必ずしも明確となっていない。

この状況では、債権回収の経済合理性が確保されているか検証できないだけでなく、強制執行等を講じられる者とそうでない者との取扱いが不明確になり、公平性が担保できない。

については、収入未済額を一層縮減するため、各部局と連携し、収入未済の内容に応じて、債権回収のための基準の整備を検討されたい。(財源確保推進課)

3 総務部及び会計管理者共通

会計事務処理に係る実施体制の検証と改善方策について

近年、会計事務処理に係る不適正事案が増加の傾向にあり、中でも契約事務に係る不適正事案は依然として大きな割合を占めている。

この原因の一つは、庶務事務の一元化や職員の削減等によりこれまで契約事務に携わることがなかった技術職員が契約事務等に携わることとされたことにあると思われる。

また、収納した現金を遠方にある機関の出納員

平成21年6月に、10万円以上の未収債権の回収状況及び交渉状況の実態調査を行ったが、特殊事情のあるものが多く、分析等に時間を要している。現在は、調査結果を基に、現状確認チェックリスト及び外部委託や法的手段に移行する具体的な基準等を平成23年度前半中に整備するよう作業を進めている。基準策定後には、債権回収に係る取扱要領等の改正を行う予定である。

また、債権放棄の基準については、関係課との協議及び上記実態調査を基に、共通する明確な債権放棄事由の要件を検討しているところである。回収困難な理由、原因及び債務者の状況は、個別に精査及び判断を要するものが多く、基準作成に苦慮しているところであるが、全国の状況も勘案しながら、平成24年度中の整備を目指している。

庶務業務の一元化や組織変更などにより、様々な職員が会計事務に携わり、会計事務の初歩的なミスが発生していることへの対策として、初心者向けの会計事務マニュアルを策定した。また、意見交換や会計問題検討データベースにより問題点や要望を提案してもらい、物品の納品検収体制を見直す等、平成22年度の制度改正に反映させた。

また、遠方の出納員への現金の引継ぎが困難な場合

に引き継ぐために、現金を分任出納員以外の職員が取り扱った不適正事案が見受けられたが、組織の変更に併せて、業務の進め方を見直すことも必要であると思われる。

については、現状の会計事務の状況やその実施体制について検証するとともに、適切な職員体制や事務処理が適かつ効率的に実施できる体制等の改善方策を検討されたい。（業務効率推進課、会計指導課）

4 農林水産部

(1) チャレンジプラン支援事業に係る実施体制について

意欲ある農業者等が行う創意工夫を活かした取組プランの実現を支援し、地域農業の振興及び活性化を図ることを目的に、平成16年度からチャレンジプラン支援事業を実施している。

この事業に、県内の各地域のやる気や意欲のある農業者等が取り組み、一定の成果を上げているが、優良事例を発表会で紹介したり、事業実施後の5年間は目標達成状況の報告を義務付けているものの、地域によっては、プランに掲げた目標の達成状況の評価がなされておらず、また、プランの達成率等が低い者への支援体制が不十分な点が見受けられた。

プランの達成は、一義的には自己責任であるが、多額の補助金を交付していることに加え、この事業の目的を達成し、地域農業の振興及び活性化を図るためには、達成状況が不十分な者に対してフォローアップを行い、地域農業の成功例を増やしていくことが必要と考える。

については、プランの達成状況を評価する仕組みづくり、成功事例を積極的に周知するとともに、達成状況が不十分な事例については、その原因を究明し、関係機関が連携して支援する体制を整備する等、地域農業の振興等に資する方策を検討されたい。（農政課及び各総合事務所農林局）

(2) 和牛肉の消費拡大について

平成19年に開催された第9回全国和牛能力共進会を契機に、県産の和牛肉の消費拡大を目指した取組等が行われているが、現在のところ十分な成果が現れていない。

また、生産者及び関係者を中心としたイベント等も実施されているが、一般消費者の消費拡大を促すことに結びついていないと思われる。

畜産試験場では、高品質の和牛を生産するため

は、最寄りの指定金融機関からの振込みで対応していたが、組織の実態を考慮して、平成22年度からは会計局長の承認を得て現金の引継期日を延長できるよう、会計規則を改正した。

なお、職員の体制については、担当課の意見を聞きながら必要に応じて対応しているところであり、今後も、各機関の声を聞きながら、改善すべき課題に対しては、業務効率推進課と会計管理者が連携して改善方策を検討していく。

平成22年度から、毎年度の提出を義務づけている実施状況報告書の様式を見直し、プランに掲げた目標の達成状況だけでなく、事業実施による経営面での変化、経営上の課題、普及所等への指導希望等についても記載するようにした。

また、実施期間終了後も目標に対する実績が7割に満たない場合は、報告すべき期間を延長し、引き続き達成状況を把握することとした。

なお、目標達成率が低い者に対しては、農業改良普及所が重点指導対象として支援を行うほか、関係機関と連携した指導検討会の開催等により、効果的な個別支援を行う。

畜産農家が自立するための方策としては、平成21年度から繁殖肥育一貫農家の肥育牛増頭に助成措置を講じるほか、生産コスト低減のため、和牛放牧、自給飼料生産の取組等に対する支援を行っているところである。

試験研究では、消費者が好む牛肉のうまみに関する研究を継続するとともに、今後は低コスト生産に向け、飼料利用効率の向上等に着眼した改良を検討する。

の試験は十分に行っているが、一方で、一般消費者に手の届く価格になるような努力や、畜産農家が自立するための量産技術の確立に向けての取組は、不十分であると思われる。

全国和牛能力共進会の開催により、県民に県産和牛肉の存在感をアピールできた成果を活用するとともに、低コスト和牛肉の生産体制を構築する等、県民の和牛肉の消費拡大に向けた取組を進めていくことも必要と考える。

ついては、県民や消費者の志向を十分に調査し、和牛肉の消費拡大策を講じる等、効果的な和牛振興に取り組まれない。（畜産課）

5 県土整備部

電子入札の対象となる建設業者への周知について

電子入札による入札手続は、手続の透明性の確保、建設業者のコスト縮減、事務の効率化等を図るため、平成17年度から原則として予定価格が6千万円以上の公募型の指名競争入札による工事を対象としてインターネットによる電子入札を導入した。

さらに、平成18年度以降、電子入札の対象となる工事の予定価格を引き下げる改正を順次行い、平成22年度には予定価格を250万円以上に引き下げる改正をし、対象範囲を拡大することが予定されている。

このような電子入札の対象となる工事の予定価格の引き下げにより、県の公共工事の電子入札に参加する建設業者の範囲が拡大し、規模の小さな建設業者も電子入札制度に対応する必要があるが、これらの規模の小さな建設業者の中には新しい入札制度への対応が難しいものもあると思われる。

ついては、新たに電子入札の導入により対応が必要となる規模の小さな建設業者に対し、インターネットによる電子入札の手続等の周知を十分に図るとともに、日々実施されている入札事務に支障が生じないよう十分な対応に努められたい。（県土総務課）

6 会計管理者

適正な会計事務処理等の実施について

平成20年度決算に係る定期監査では、委託契約について障害者法定雇用率達成事業者等の配慮措置業者を追加して指名競争入札や見積依頼を行っていない状況が見受けられた。

また、多くの機関で資金前渡口座等に発生した預金利息の調定が遅延している状況が見受けられたが、各機関では収納については認識しているものの、利息発生の確認が適期に行われていないと思われる。

ついては、委託契約等に係る障害者法定雇用率達

また、和牛肉の消費拡大策としては、アンテナショップを活用したPR、地域ブランドの販売促進支援等を引き続き行う。特に、平成22年度に創出された高級鳥取和牛の新たなブランド「鳥取和牛オレイン55」のブランド確立を図るため、鳥取県牛肉販売協議会が行う新ブランドの認定体制整備や生産者の飼養管理技術向上等、ブランド牛の生産対策活動を支援することとしている。

電子入札に参加するための企業側の経費負担は、ICカード及びカードリーダー購入費の数万円程度であることから、小規模建設業者でも大きな負担なく参加できる。さらに県の建設工事入札参加資格者を対象とした説明会を平成21年度に県内3箇所それぞれ2回開催するとともに、関係資料を県のホームページに掲載する等の周知に努めたこともあり、制度に関する苦情等は特に受けていない。

なお、今後も定期的に説明会を開催する等、更なる周知を図ることとしている。

障害者法定雇用率達成事業者等に対する配慮措置については、改めて全課に取扱方法を通知して周知徹底した。

資金前渡口座等の預金利息については、全課に対し、あらかじめ利息発生日を連絡するとともに、利息発生日当日にも再度連絡することとした。

年度当初の契約事務手続については、年度末を迎える時期に、常に「会計年度」を意識した事務処理を行い、年度当初の事務手続を適切に行うよう注意喚起す

成事業者等の配慮措置について、再度通知するとともに、預金利息の調定について口座に利息が発生する時期（2月、8月）に、通知等により注意を喚起されたい。

次に、委託契約について、年度当初に行うべき事務手続きが適期に行われていない状況が見受けられた。また、出納員の引継ぎが適期に行われていない状況や物品保管主任等の任命が行われていない状況又は任命が適期に行われていない状況も見受けられた。

については、委託契約について、翌年度の事前準備が必要なものについて、事務手続きが遅延しないよう注意喚起を行うとともに、年度当初等の異動時期の前に各機関に周知文書を発して、出納員や物品保管主任等の引継ぎや任命状況を確認されたい。（会計指導課及び集中業務課）

7 教育委員会

(1) 県立学校裁量予算事業の効果的な実施について

県立学校裁量予算事業は、学校長が独自性を発揮した学校運営ができるように、予算執行に関して学校長の裁量権を拡大して学校の自立度を高め、より特色のある学校づくりを進めるために平成18年度から導入された鳥取県の独自の事業である。

本事業により、各学校では、必要に応じた節間流用及び学校運営費の節減により生じた執行残額の翌年度繰越が可能となり、各学校の判断で様々な事業を実施することができるとともに、校内の問題解決にも迅速に対応することが可能となっている。

しかし、すべての学校で、本来の目的である特色ある学校づくりに役立っているかは疑問である。

については、本事業の実施により、学校の自立度を高め、生徒の状況に応じた特色ある学校づくりができるよう、より効果的な活用方法を検討されたい。（教育環境課及び高等学校課）

(2) 県立学校における職員駐車場の使用料の減免について

県立学校の職員駐車場の使用料の減免の取扱いについては、従来は「職員等の県有施設敷地内駐車に関する取扱要領」により、自家用車による出張が業務上又は職務上日常的に必要な場合に2分の1の減免を行っていた。

減免については、実態が日常的に必要なというにはあまりにも少ないと思われること、また、学校間あるいは職員間で適用が異なっている状況があ

ることとした。

また、物品保管主任等の任免については、任免等の事務手続きを適切に行うよう、通知により周知徹底を図った。

さらに、出納員、分任出納員及び会計員の任免状況については、出納員等管理データベースを作成して常時管理できるようにするとともに、人事異動の時期における出納員等の任免状況の確認、出納員等の交代があった場合の適期の事務引継ぎについて注意喚起を行った。

高等学校の自立度を高め、特色ある学校づくりができるよう、優れた事業に取り組む学校に手厚く予算を配分するとともに、平成22年度からは、学力向上に学校間で連携して取り組む学校に対する支援を新たに事業に組み入れることとした。

また、事業の効果的な活用等のため、年度途中の学校訪問時に指導及び支援を行っているところである。

教職員は、児童生徒にトラブル等があったときの対応、家庭訪問、部活動の荷物運搬など子どもたちに関わる細かい対応が日々必要である。この点を踏まえ、県の公有財産事務取扱要領との均衡も考慮したうえで、平成22年度から、教職員の駐車場使用料の減免要件を、職務内容に応じたものに改めた。

従前：自家用車による出張が月平均1日以上ある場合 1/2減免

ったことから、平成18年度の行政監査において、減免規定の見直しについて意見を述べたところである。

このたび、上記の意見も踏まえ、「公有財産事務取扱要領」が制定されるとともに、教育財産については、「鳥取県教育財産事務取扱要領」が制定され、減免の取扱基準が明確に規定され平成21年8月1日から施行されたところである。

しかし、鳥取県教育財産事務取扱要領に規定する減免基準は、公有財産事務取扱要領の減免基準に比べて緩やかで、教職員が教育財産を使用する場合とそれ以外の公有財産を他の県職員が使用する場合とでは著しい不均衡を生じていると考えられる。

については、教職員の使用の実態を踏まえた上で、公有財産事務取扱要領との均衡を考慮し、鳥取県教育財産事務取扱要領に規定する減免基準について再検討をされたい。(教育環境課)

(3) 埋蔵文化財センターの展示物等の地震対策及び県民への周知について

埋蔵文化財センターでは、遺跡等で発掘した貴重な埋蔵品を展示し、及び収蔵しているにもかかわらず、地震対策が講じられていない。

また、常設展示及び発掘現場の一般公開をはじめとして、ショッピングセンター等での速報展、シンポジウム、出前講座等の一般県民を対象とした様々な取組を行っているが、当該センター自体が県民に十分認識されていないと思われる。

については、展示物や収蔵物の地震対策を講じるとともに、休日等にセンターの開館や発掘現場の公開を行う等、埋蔵文化財センターの活動を広く県民に紹介する方策を検討されたい。(文化財課及び埋蔵文化財センター)

(4) 美術普及プログラム「毎週土曜はアートの日！」(サタデーアートフィーバー)の広報・宣伝について

美術普及プログラムとして、平成20年度から年間を通じて毎週土曜日に講演会、シアター、ワークショップ等を開催している。この取組は、美術の普及を待ちから攻めの姿勢に転じて取り組む画期的な試みと思われる。

しかし、好評なプログラムがあった一方で、参加者が極端に少ないものもあり、開催目的が十分に発揮されていない面もあると思われる。

については、美術普及プログラム「毎週土曜はア

見直し後：児童生徒への指導、支援等を行うため常に出張に備える必要があるとき。 1/2減免

展示物をテグス等で固定するなどの地震対策を講じた。なお、収蔵物はコンテナ箱に入れ隙間に簡易なクッション等を詰めて保管しており、地震による倒伏等の問題はない。

活動を広く県民に紹介する方策については、休日のセンター開館や発掘現場公開は、人員の関係や周辺住民への配慮の観点から現状での対応は困難であるが、ショッピングセンターでの速報展や出前講座等を継続実施する。また、センターの見学や歴史学習の案内チラシを平成22年1月に改定し、県内の各小学校等に送付するなどPRに活用しているところであり、今後も一層の活動紹介に努める。

広報ワーキングチームを設置し、博物館全体で広報戦略の見直し及び立案・実施に取り組むこととした。(前年度の反省及び県民のニーズを踏まえたプログラムの編成、企画展関連のプログラムの設定、ホームページ、チラシ、ポスター等を十分に活用した広報の実施、メディアへの積極的な情報提供など)

また、プログラムを広く紹介するため、ホームページだけではなく、特にチラシ・看板を利用した広報をより充実させるとともに、広報範囲を経済団体等にも広

ートの日！」について、より一層県民に周知され、参加者が増加するよう、広報・宣伝の実施方法等について検討されたい。(博物館)	げることとした。
---	----------

鳥取県監査委員公告第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成22年2月8日付鳥取県監査委員公告第1号及び2号で公表した行政監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成23年6月7日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
 鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
 鳥取県監査委員 興 治 英 夫
 鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

1 ホームページの作成事務について

監査意見	講じた措置
<p>1 県民(利用者)の視点から見て改善すべき点はないか</p> <p>(1) 所掌する事務・事業等、必要な情報が掲載されているか</p> <p>監査調書によると、広く県民を対象とした698事業(許認可等の事務を除く。)のうち86事業(12.3パーセント)を所属のホームページに掲載していなかった。その理由は、「対象者が少数であり他の手段で情報を提供している。」、「本庁の事業所管課のホームページに掲載されている。」等であった。</p> <p>広く県民を対象とする情報を等しく県民に提供するためには、事業を企画・作成する事業所管課のホームページに情報を掲載するとともに、事業を実施する機関のホームページにも、事業所管課へのリンクを設定する等により、情報を掲載する必要がある。</p> <p>ついで、ホームページを作成する所属は、広く県民を対象とした事業をホームページに掲載するとともに、必要なリンクを設定するよう努められたい。</p> <p>(2) 情報は、適時に掲載及び更新されているか</p> <p>ホームページの閲覧による確認の結果、219組織のうち153組織で、「過去の情報等が掲載されていない。」、「リンク先が適切に表示されない。」等の不適切な事例を確認した。</p>	<p>ホームページを作成する各課が、所掌する事務・事業等、必要な情報の掲載及び必要なリンクを設定するよう、研修会等の機会を利用し、改めて周知徹底した。</p> <p>教育委員会においては、「学校ウェブページの作成ガイドライン」を改訂するとともに、監査意見に基づき、必要な情報の掲載及び必要なリンクを設定するよう、研修等での周知徹底を図った。</p> <p>ホームページを作成する各課に対し、情報の点検及び修正等を適時行うよう通知した。また、研修等の機会を利用して周知徹底を図った。</p> <p>また、「鳥取県ウェブサイト運用管理規程」及び「鳥</p>

<p>ついては、ホームページを作成する所属は、適宜、掲載する情報の点検を行い、不適切な情報の修正を行われたい。</p>	<p>取県ウェブサイト事務取扱要綱」を作成し、その中で、情報の適切な掲載方法、内容及び点検方法について整理した。</p> <p>教育委員会においては、学校の担当者を対象とした研修会において、適宜情報の点検及び修正を行うよう周知徹底した。</p> <p>また、「学校ウェブページの作成ガイドライン」を改訂し、各学校において、掲載情報の追加、変更及び削除作業を適宜行うよう明記した。</p>
<p>(3) 掲載された情報の内容は、分かりやすいものとなっているか</p> <p>アンケート調査の結果は、全体的に評価は高かったが、「トップページを見て、ホームページにどのような情報が掲載されているか分かるか。」という質問では「だいたい分かった。」という回答が全体の57.8パーセント、「全体を見て、欲しい情報を手に入れやすいホームページとなっているか。」という質問では「どちらとも言えない。」という回答が全体の42.5パーセントを占める等、改善の必要性が認められた。</p> <p>ついては、ホームページを作成する所属は、利用者の視点に立った、見やすく、分かりやすいホームページの作成を心がけられたい。</p>	<p>とりネットCMSについては、各課に対し、利用者の視点に立った見やすくわかりやすいホームページとなるよう、点検、修正等を行うよう通知した。また、研修等の機会を利用して各課のホームページ作成担当者へ周知徹底した。</p> <p>なお、「鳥取県ウェブサイト運用管理規程」等の制定に当たり、利用者の視点に立ったホームページの作成を心がけなければならない旨を盛り込んだ。</p> <p>教育委員会においては、学校の担当者を対象とした研修会において、利用者の視点に立ったホームページの作成を行うよう周知徹底した。また、「学校ウェブページの作成ガイドライン」に、閲覧者の視点に立ったホームページの作成を行う旨を盛り込んだ。</p>
<p>(4) 必要な情報を入手しやすい構成となっているか</p> <p>ア ウェブアクセシビリティについて</p> <p>とりネットCMSについては、広報課がウェブアクセシビリティ等に配慮したページの基本的構成を作成するため、他のサーバ・システムに比べ、見やすく、使いやすいホームページとなっていた。しかし、掲載される個々の情報からは、「リンク先の内容が分からない。」等、ウェブアクセシビリティへの配慮に欠ける事例が確認された。</p> <p>また、とりネットCMS以外のサーバ・システムについては、「基本言語が明示されていない。」、「ページ内が構造化されていない。」等、基本的構成においても不適切な事例が確認された。</p> <p>ついては、ホームページを作成する所属は、ウェブアクセシビリティに配慮した、利用者が使いやすいホームページの作成に努められたい。</p> <p>また、広報課においては、鳥取県ホームページ全体の質の向上を図るため、蓄積したノウハ</p>	<p>「鳥取県ウェブサイト運用管理規程」において、アクセシビリティ（年齢又は身体的条件にかかわらず容易に利用できることをいう。）に配慮する旨を盛り込んだ。</p> <p>また、各課からの相談などに対して、広報課において今後も対応及び助言を行い、ホームページ全体の質の向上に努めることとした。</p>

<p>ウを活用し、とりネットCMS以外を使用する所属に対する助言等の支援を更に推進されたい。</p> <p>イ 案内表示等について</p> <p>鳥取県ホームページには、各所属が情報を掲載するページのほかにも、それらの情報を分類及び整理して利用者が欲しい情報を入手しやすくする案内表示等、利用者にとって便利な機能が付与されたページがある。</p> <p>この機能のうち、「様式ダウンロード集」、「こんなときはここへ行きましょう」及び「予算公開」について、必要な情報を掲載していないものがあつた。</p> <p>利用者にとって便利な機能であっても、そこに情報が掲載されなければ、その機能は生かされないこととなる。</p> <p>については、案内表示等を管理する所属は、これらの機能をホームページを作成する所属に周知し、必要な情報の掲載を図られたい。</p> <p>また、鳥取県ホームページの総ページ数は5万ページを超え、情報量が膨大なため、特定の情報にアクセスすることが難しくなっている。</p> <p>ホームページでは、利用者が欲しい情報を容易に入手できることが重要であり、欲しい情報の有無が確認できるとともに、その情報にいかにも速くアクセスできるようにするかが課題となるが、アンケート調査では、所属の業務内容の表示や検索機能に対する不満も聞かれた。</p> <p>については、案内表示や検索機能を管理する所属は、掲載情報の範囲を紹介するなど、分かりやすい案内表示の作成や検索機能の充実を検討されたい。</p> <p>また、ホームページを作成する所属は、所掌業務の分かりやすい表示に努められたい。</p>	<p>利用しやすい案内表示については、とりネットCMSを所管する広報課において、とりネットのトップページ等を見直し、案内表示等の改善を行った。今後も、利用しやすい案内表示の工夫など、検索性を高めるよう努めていく。</p> <p>教育委員会では、学校ウェブページの作成ガイドラインに、年齢又は身体的条件にかかわらず利用できるよう配慮する旨を盛り込んだ。また、研修を実施する中で、ガイドラインの周知徹底を図った。</p>
<p>2 ホームページの管理及び運営は、適切に行われているか</p> <p>(1) 必要な規程及び体制は、整備されているか</p> <p>ア 体制の整備について</p> <p>掲載及び更新する情報の内容の点検等、情報を総括的に管理する者の指定の状況については、188機関のうち指定していない機関が41機関あつた。</p> <p>情報の掲載に当たっての承認の有無については、188機関のうち承認をとっていない機関が14機関あつた。</p> <p>掲載後の情報の点検については、188機関のう</p>	<p>情報の管理方法、点検方法などを含む管理体制について整理及び統一をし、「鳥取県ウェブサイト運用管理規程」等に明記した。また、研修会等を通じて周知徹底を図った。</p> <p>教育委員会では、「学校ウェブページの作成ガイドライン」において、情報の内容等を検討する委員会及び学校長の責務等、管理体制の見直しを行った。今後は、研修を通じて各学校の担当者等へ周知徹底を図る</p>

ち点検をしていない機関が4機関あった。

については、所属の掲載情報を管理する総括的管理者の指定や掲載情報の点検等、ホームページの作成に係る体制が整備されていない所属は、早急に体制を整備し、適切な情報管理に努められたい。

イ 規程の整備について

ホームページの管理及び運営に関する規程の整備状況については、188機関のうち規程のない機関が138機関あった。

前掲のとおり、掲載及び更新する情報の内容の点検等、情報を総括的に管理する者の指定状況については、188機関のうち、情報を総括的に管理する者を指定している機関が147機関、掲載後の情報の点検については、点検を行っている機関が184機関あったが、閲覧確認の結果、153組織で修正又は更新すべき情報が確認された。

また、不要となった情報又は更新の必要な情報の有無については、「ない。」と回答した機関は170機関あるが、閲覧確認の結果、そのうちの122機関で修正又は更新すべき情報が確認された。

これは、総括的管理者又は情報点検者等を指定した情報管理体制はあるが、それが十分機能していないものであり、ホームページの作成に係る職員の役割と責任を明確化する必要がある。

については、サーバシステムを管理する広報課、教育センター等は、情報の管理及び取扱い並びにホームページの作成に係る職員の役割と責任を明確にした規程を整備し、適切な情報管理を図られたい。

(2) 個人情報、他人の著作物の取扱い等、情報管理は適切に行われているか

個人情報の掲載状況については、「掲載していない。」と回答した機関は137機関あるが、閲覧確認の結果、そのうちの24機関から写真等の個人情報が確認された。

また、県以外の者が作成するホームページへのリンクの設定についても、リンク先が公的機関又は関連団体であることを理由に許可を受けていない機関があったが、リンクを設定する際は、相手方のホームページに掲載されたリンク取扱方針を確認し、リンクフリーでないものは、相手方にリンク設定の許可を受けることが必要である。

個人情報の掲載、外部リンクの設定について、

こととした。

他者の個人情報等の掲載における取扱い等については、新たに制定した「鳥取県ウェブサイト運用管理規程」に盛り込んだ。また、研修等において、個人情報漏洩事例等を紹介する等、担当者へ周知徹底を図った。

教育委員会においては、学校の担当者を対象とした研修を実施する中で、個人情報等の取扱いを規定した「学校ウェブページの作成ガイドライン」等の周知徹底を図った。

前述のとおり職員の認識が十分でない部分が認められたが、他者の情報を取り扱う場合は、特に慎重を期すべきである。

ついては、広報課、教育センター等は、他者の情報の掲載における取扱いについて、適正に行うよう周知徹底を図られたい。

3 その他

(1) 使用するサーバについて

188機関のうち19機関が独自にサーバを整備していた。

このうち県立学校の倉吉総合産業高等学校、米子東高等学校及び米子南高等学校の3校については、Torikyo-NETを使用せず、独自にサーバを整備していた。

情報管理の面からは、個々がそれぞれの考え方で情報を取り扱うより、統一的な規程、セキュリティ等によって情報を管理することが望ましく、また、これら3校のホームページについては、サーバを独自整備する必要性は特に認められなかった。

ついては、倉吉総合産業高等学校、米子東高等学校及び米子南高等学校は、Torikyo-NETを使用することを検討されたい。

(2) 電子申請について

閲覧確認の結果、電子申請可能な申請・届出の一覧のページに掲載されている事務は、30事務にとどまっていた。

添付書類の電子化が必要である等、電子申請することが困難な申請事務もあると考えるが、コンピュータ関連技術は日進月歩であり、今後、電子申請に対する需要は増加していくものとする。

ついては、申請事務を所管する所属は、現在電子申請に掲載されていない事務についても、再度掲載の可否の点検を行い、電子申請の積極的活用に努められたい。

4 総括的意見

インターネットが普及した今日において、ホームページは情報収集の最も一般的で手軽なメディアとして定着している。

インターネットを利用すれば、県内はもとより、日本全国、海外にも情報を発信することができ、県の有効な情報発信手段であるとともに、その影響は大きく、情報の管理は厳正に行う必要がある。

とりネットCMSについては、JIS規格を念頭にホームページの改良が進められており、また、監

倉吉総合産業高等学校、米子東高等学校及び米子南高等学校の3校全てが、平成22年10月までにTorikyo-NETへの移行を完了した。

電子申請が可能な事務については、担当課に対してできるだけ様式を登録するよう、継続して要請しているところである。また、申請に関する手続についても見直し、利用者にとってメリットのある手続となるよう取組を行う。

さらに、県民の利用促進についても、県の窓口に電子申請専用パソコンを設置すること等を検討していく。

教育委員会では、ホームページの作成に係る統一的な取扱いを定めた「ウェブページ公開に関する規程」及び「学校ウェブページの作成ガイドライン」を定めており、後者については、今回の監査意見を踏まえた改正を行った。今後は、Torikyo-NETを統括管理する鳥取県教育センターと関係課が協力し、規程及びガイドラインについて、研修等により学校へ周知徹底を図ることとした。

査においても、広報課の改善に取り組む意識は高かった。

一方、Torikyo-NETについては、運用等を行う教育センターは、所属の分掌事務等を定める鳥取県教育センターの管理運営に関する規則（昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号）にホームページの指導が明記されていないこと、また、ホームページの作成には学校の独自性を尊重すべきとの理由から、改善指導に積極的でなかった。

については、教育委員会は、Torikyo-NETによるホームページを統轄する所属を明確にするとともに、学校の独自性を尊重しながら、ホームページの作成に係る基本的部分において統一的な取扱いを示す等、学校に対する指導を行い、適切なホームページの作成を図られたい。

また、鳥取県ホームページにおいてウェブサービスを行うサーバシステムは、とりネットCMS、Torikyo-NET以外にも、情報政策課が所管する公開ドミノ等が設置されている。

これらのサーバシステム全体に適用される規程は、情報政策課が所管し、県の情報システムの整備、管理及び運用を規定する鳥取県情報システム事務処理規程（昭和58年鳥取県訓令第2号）があるが、ホームページの作成に関し個別具体的に規定していない。

現在、ホームページへの情報掲載に関する取扱いは、それぞれのサーバシステムの管理者で異なっており、とりネットCMS以外のサーバシステムでは、ウェブアクセシビリティへの配慮に欠ける事例が確認された。

については、鳥取県ホームページ全体を統轄する所属を明確にし、ウェブアクセシビリティ等の基本的事項について、鳥取県ホームページ全体に適用する規程を整備することを検討されたい。

さらに、ホームページを作成する所属については、中部総合事務所のようにホームページ上に「ちゅうぶ観光ナビ」を開設して情報発信の強化を図る所属がある一方で、長期間ページの更新を行っていない等、県民に不信や誤解を与えるホームページも見られた。

効果的な情報発信を行うためには、所属として取り組む必要があり、ホームページの作成に関わる職員だけでなく、所属の長の意識が大きく影響するものとする。

については、鳥取県ホームページ全体を統轄する所属は、それぞれの所属が有効な情報発信を効率的に

県のホームページにおけるアクセシビリティ等については、情報政策課が新しく策定した「鳥取県ウェブサイト運用管理規程」において、基本的事項を規定した。今後は、当規程に基づいて適切な管理及び運用を図ることとした。

ホームページを作成する各課の意識向上等を図るため、従来の担当者研修会に加え、所属長を対象とした研修会を実施した。

また、QRコード等新たなIT技術の活用を進め、積極的な県政情報の発信を図ることとした。

教育委員会においては、各学校がホームページを活用して有効な情報発信を行うよう、担当者を対象とした研修会とは別に、学校長を対象とした研修会を開催し、管理職の意識の向上を図った。

行えるよう、管理職を対象とした研修会を開催すること等により、ホームページを作成する所属の意識の向上を図られたい。

また、ホームページを作成する所属は、本県のホームページが単なるお知らせや掲示板にとどまることなく、県の情報及び魅力の発信基地となるよう、積極的な活用に努められたい。

2 許認可等の事務について

監査意見	講じた措置
<p>1 許認可等の事務の処理体制について</p> <p>審査基準及び標準処理期間の設定等については、審査基準等の設定及び改正が行われていないもの、処理機関に審査基準等を備え付けて公表していないもの等、行政手続法等に基づく適正な事務の執行が行われていないものがあった。</p> <p>また、要綱等を審査基準としている事務について、要綱等の該当箇所の記載や添付が行われていないため、審査基準の内容が県民に明示されていないものが多くあった。</p> <p>受付窓口の体制については、申請書様式及び記載例を受付窓口に備え付けていない機関が多くあった。</p> <p>審査体制については、受付簿、審査表、許認可管理台帳等の必要と思われる書類を作成していない処理機関が多くあった。</p> <p>(1) 審査基準及び標準処理期間の設定及び公表</p> <p>審査基準及び標準処理期間を設定していなかった事務の本庁所管課は、速やかに審査基準等を設定されたい。また、審査基準及び標準処理期間の備付けによる公表を行っていない処理機関は、速やかに公表されたい。</p> <p>(2) 審査基準及び標準処理期間の表示</p> <p>ア 審査基準の表示方法について</p> <p>行政手続法等で、審査基準が受付機関における備付け等により公にすることとされている趣旨は、申請者等に審査基準の具体的な内容を明示することとあり、作成要領においても、受付機関等で閲覧に供することができるようにすることとされている。</p>	<p>講じた措置</p> <p>審査基準及び標準処理期間については、法令で判断基準が言い尽くされている等設定を要しない事務等を除き、約1,000件について設定し、ホームページで公表した。なお、設定が困難な場合は、その理由を公開した。</p> <p>警察本部においては、警察庁が示した基準に沿って審査基準及び標準処理期間を定め、警察本部のホームページで公表している。</p> <p>また、受付機関の窓口及び警察県民課に審査基準及び標準処理期間を備え付け、閲覧ができるようにしている。</p> <p>審査基準及び標準処理期間について、全受付機関に紙面で備付けがなされた。また、要綱等に審査基準が規定されているものについても、できるだけホームページで公開することとした。</p> <p>なお、要綱等が特に大量で、ウェブ上での公開に不向きな場合には、通達等の閲覧場所をホームページ上</p>

<p>については、審査基準の具体的な内容が明示できていない事務の本庁所管課は、必要な要綱等を添付し、受付機関の窓口で審査基準の具体的な内容が閲覧できるようにするなど、審査基準の内容を、申請者等に明示するようにされたい。</p>	<p>に明記し、当該通達等を各受付機関に備え付けている。</p>
<p>イ 標準処理期間の表示内容について</p> <p>協議に要する日数を標準処理期間に加えていなかった事務の本庁所管課については、協議に要する日数を加えた標準処理期間にされたい。</p> <p>また、受付機関等の名称変更をしていなかった事務の本庁所管課については、速やかに変更されたい。</p>	<p>標準処理期間については、所管課が再点検を行い、関係機関との協議に要する日数等を考慮した期間に設定した。</p> <p>また、受付機関及び処理機関の名称について、組織改正や権限委任に伴う変更が反映されているか、所管課において確認して措置した。</p>
<p>(3) 受付窓口の体制</p>	
<p>ア 受付窓口の案内表示について</p> <p>受付機関は、申請者に分かりやすい受付窓口の案内表示をされたい。</p> <p>特に、多数の事務の受付を行っている総合事務所は、県民にできるだけ分かりやすい案内表示をされたい。</p>	<p>本庁及び各総合事務所において、県民にわかりやすい案内表示の検討を行い、案内板の各階設置、各課での業務内容表示等の改善を行った。また、今後も継続して必要な改善を行うこととした。</p>
<p>イ 申請書様式等の受付窓口への備付け</p> <p>受付機関は、行政手続法等の趣旨を踏まえ、県民の利便性向上のため、申請書様式及び記載例を窓口へ備え付けるなど情報提供に努められたい。</p>	<p>県民の利便性向上のため、申請書様式及び記載例をホームページに掲載した。なお、様式が定まっていない等の理由で様式を掲載できない事務については、その理由を記載した。また、申請が少ない事務等を除き、申請書様式及び記載例を申請窓口へ備え付けた。</p> <p>警察本部では、申請件数の多い許認可事務について、県民の方に分かりやすいよう、各警察署担当課の専用窓口又は入口に、受付窓口を案内する表示を行っている。なお、警察本部で受理する事務については、入庁手続の際に受付案内窓口で案内している。</p> <p>また、受付窓口には、申請書の記載例を備えるなど、申請者への配慮を図っている。</p>
<p>(4) 審査体制</p>	
<p>受付簿は審査事務の進行管理だけでなく補正に要した期間を管理する上で、審査表は審査のポイントを明確にし適正な審査を行う上で、許認可管理台帳は許認可等の状況を把握するとともに更新手続等の適正な管理を行う上で、それぞれ有効と考えられる。</p> <p>については、受付簿、審査表、許認可管理台帳を作成していない処理機関は、これらを作成及び活用することにより適正な事務処理に努められたい。</p> <p>また、研修は、事務担当者の能力向上や適正な事務処理を行うために有効と考えられる。</p> <p>については、事務の本庁所管課は、事務担当者を</p>	<p>知事部局で所管する約1,600件の許認可等事務について、不要とする理由があるものを除き、本庁所管課で受付簿等の様式を作成した。また、県民課において、受付機関ごとに、その利活用状況を確認した。</p> <p>そのうち、受付簿は、年間申請件数が10件以下で受付簿以外での管理が可能な事務及びその場で処理する事務を除き、700件近い事務について様式が作成済みである。</p> <p>審査表については、審査表がなくても審査が可能な事務及び年間申請件数が10件以下で審査表以外での管理が可能な事務を除き、400件近い事務について様式が作成済みである。</p>

<p>対象とした研修の実施に努められたい。</p> <p>さらに、処理機関により事務手続の取扱いが統一されていないことは、申請者に不利益、不平等を生じることにつながる。</p> <p>については、事務手続の取扱いが統一されていない事務の本庁所管課は、処理機関における取扱いの統一を図られたい。</p>	<p>許認可管理台帳については、年間申請件数が10件以下で許認可管理台帳以外での管理が可能な事務及び受付の都度完結する等性格上不要である事務を除き、約800件の事務について様式が作成済みである。</p> <p>事務担当者の能力向上等を目的とする研修については、事務が平易で研修を要さないなどの理由で実施予定のないものを除き、300余りの事務について研修等を実施済み、又は今後実施予定である。</p> <p>全事務について、所管課において処理機関の間で事務手続の取扱いが統一されているか確認し、統一を図った。</p> <p>教育委員会においては、申請数が少ないなど特別な理由があるものを除き、所管課で受付簿、審査表及び許認可管理台帳を作成した。</p> <p>また、事務担当者の能力向上のため、事務が平易で研修を要さないなどの理由があるものを除き、所管課において研修を実施済み、又は今後実施予定である。</p> <p>さらに、全事務について、所管課において処理機関の間で事務手続の取扱いが統一されているか確認し、統一を図った。</p> <p>警察本部においては、適正な事務処理のために、受付簿、審査表及び許認可管理台帳を作成し、標準処理期間、補正期間、審査期間を記載する等、期限内に処理するための進行管理を行っている。</p> <p>審査表については、駐車場の許可など定例的で審査が簡単である等作成する必要のないものを除き、様式を作成し活用している。</p> <p>また、許認可等の状況把握及び更新手続等を適切に行うために許認可管理台帳を作成し活用している。</p> <p>さらに、事務担当者の能力向上のため、警察学校における集合教養等及び巡回教養等の研修を行っている。</p> <p>なお、受付機関の間での事務手続の取扱いについては統一された取扱いとなっている。</p>
<p>2 許認可等の事務の処理状況</p> <p>許認可等の事務の処理状況は、半数以上の機関で標準処理期間を超過して事務処理を行っていた。</p> <p>標準処理期間を超過した原因は、市町村が受付を行っていた事務については、市町村から県への申請書等の進達の遅延が主な原因であった。</p> <p>また、県が直接受付を行っていた事務の超過した原因は、申請書記載事項の不備や添付書類が不足したこと等申請者側の原因により補正の期間が必要となったことであった。なお、処理機関では補正に要した期間の記録が行われていない状況もあった。</p> <p>総合事務所又は地方機関に権限委任した事務につ</p>	

いては、事務の本庁所管課の権限委任後の事務処理状況の把握が十分でなかったことにより、各処理機関において、申請書の提出部数等の取扱いが統一されていないものがあった。

(1) 処理期間の状況

ア 公文書開示請求の事務における開示決定期限について

公文書開示請求の開示決定期限は、条例で定められたものであり、遵守しなければならない。

開示決定期限を超過した 6 件すべてが、県民室、県民局及び処理機関の連携が不十分であったことが超過の原因であった。

については、県民室は、処理機関との連携体制や進行管理体制を整備し、公文書の開示決定期限の遵守の徹底を図られたい。

イ 許認可等の事務における標準処理期間について

市町村が受付を行っている事務の本庁所管課及び処理機関は、市町村からの進達が遅延した原因を分析し、その解消策を講じられたい。

また、精神障害者保健福祉手帳の交付及び自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定の事務については、処理機関は月 2 回の判定会に遅滞なく送付するとともに、事務の本庁所管課及び処理機関は電算入力等の事務処理の改善を図られたい。

県が受付を行っている事務の受付機関及び処理機関は、申請書等の補正に要した期間を受付簿等に記録し、補正期間を除いた上で適切な進行管理を行い、所定の標準処理期間内での審査業務の処理に努められたい。

3 許認可等の申請手続の簡素化、効率化

更新申請について、新規申請と比べて記載事項を簡素化していた事務はわずかであり、添付書類を簡素化していた事務は半数であった。

また、電子申請を行うことができる事務は少なく、利用の状況も多くなかった。

さらに、申請書等をホームページに掲載していた事務は、約半数であった。

(1) 申請手続の簡素化

申請書について、記名押印又は署名押印を求めている事務の本庁所管課は、「申請書等の押印見直し方針」の趣旨にのっとり、手続の簡素化を図られたい。

また、更新申請に伴う申請手続について、事務

公文書開示請求については、今までも全開示請求について受付時点で県民課への報告を求めているが、平成 21 年度から県民課において、進行管理表により一元的に管理・チェックし、進捗に応じて所管課に随時催促等を行うこととした。

市町村が受付を行っている事務については、所管課から市町村の担当課に対して、適正な進行管理を依頼した。

また、精神障害者保健福祉手帳の交付及び自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定の事務については、必要な書類がそろってから受理し、受理後は速やかに県に送付するよう、管内市町村に依頼した。さらに、市町村から進達されたものについては、月 2 回の判定会に遅滞なくかけるよう、県における事務処理を見直し、進行管理を行っている。

また、手帳等発行に係る電算処理については、平成 22 年 2 月より、同時処理可能台数を 5 台から 12 台に増やし、事務処理の改善を図った。

申請書等の押印については、県に提出される書類全般の見直しの中で、原則、記名押印か署名の選択制とすることとし、そのための規則を平成 23 年度早期に整備する。

また、記載事項及び添付書類の簡素化については、

<p>の本庁所管課は、更新申請書の記載事項及び添付書類の簡素化を図られたい。</p>	<p>更新手続のある700余りの事務のうち、記載事項又は添付書類を簡素化しているものは38件であった。検討に時間を要するため、今回簡素化しなかった事務については、今後も検討していくこととしている。</p> <p>教育委員会では、所管課において新規申請手続及び更新申請手続の簡素化の検討を行い、見直しにより規則等改正が必要な場合は、所管課において個別に規則等の改正を行うこととした。なお、更新申請に伴う手続については、検討に時間を要するため、今後も簡素化を検討していくこととしている。</p> <p>県警察本部の所管する申請事務については、関係法令等により記名押印に代えて署名することができるとされている。また、更新申請に係る記載事項及び添付書類については、関係法令等で定められているもの以外は必要としていない。</p>
<p>(2) 申請手続の効率化</p> <p>ア 電子申請について</p> <p>電子申請が可能な事務の本庁所管課は、県民への周知及び申請様式の簡素化等により利用の促進に努められたい。</p> <p>また、今後電子申請に対する需要は増加すると考えられ、電子申請への対応がなされていない事務の本庁所管課は、県民の利便性向上のため個人情報の保護等に十分配慮しつつ導入を検討されたい。</p>	<p>電子申請が可能な事務については、できるだけ様式を登録して住民の利便を向上するよう、申請事務所管課へ要請しており、200以上の様式を登録済みである。また、登録する手続について業務見直しも検討し、利用者にとってメリットがある手続となるよう取組を行う。</p> <p>さらに、様式登録事務のうち、実際の利用実績があるのは職員採用試験申込手続、入札参加資格申請、公文書開示請求等の11手続にとどまっていることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請対象事務の増加 ・行政書士による代理申請を可能とする運用の開始 ・県の窓口での電子申請専用PC設置 ・申請者への呼びかけによる利用促進 <p>を検討することとした。</p>
<p>イ 県ホームページの活用について</p> <p>県ホームページに申請書等を掲載していない事務の本庁所管課及び処理機関は、県民へのサービスの向上を図るため、インターネットのリンク等を活用して効率的に申請書等がホームページからダウンロードできるよう改善されたい。</p>	<p>ホームページの活用については、申請時に相談、聞取り等が必要である等の理由がある場合を除き、申請書等の様式をホームページに掲載した。</p> <p>教育委員会においても、申請書等様式を県のホームページに掲載した。</p> <p>警察本部においては、県民からの申請の多い申請書様式については、鳥取県警察のホームページに掲載し、県民の方がダウンロードできるようにしている。なお、鉄砲等所持許可申請など対面による聞取りが必要な申請は、電子申請になじまないと判断し、申請書あるいは記載例についても、ホームページへの掲載は行っていない。</p>
<p>4 県民室の対応</p>	

<p>県民室（県民課）は、行政手続法等の所管課として、事務の本庁所管課や処理機関等に対して、事務の執行が適正に行われているか、適宜確認し指導されたい。</p> <p>また、今回監査対象とした25事務以外の事務について、審査基準等の設定及び備付けによる公表の有無、受付機関等の名称、協議に要する日数の表示等について点検されたい。</p> <p>なお、審査基準については、必要な要綱等を添付し、受付機関の窓口で具体的な内容が閲覧できるようにするなど、審査基準の内容を申請者等に明示するよう指導されたい。</p> <p>さらに、申請者への情報提供として、申請書様式及び記載例を受付窓口に備え付けるよう指導されたい。</p>	<p>県民課では、事務の所管課及び受付機関等に対し、許認可等の事務について見直しを依頼し、必要な事務の改善等を求めた。また、ホームページへの公開及び状況把握のためデータベースを作成し、所管課等に登録を依頼した。（平成22年2月及び7月）</p> <p>また、審査基準及び標準処理期間については、全受付機関に紙面で備え付けるとともに、ホームページで公開することで、各手続について県民への情報提供を行っている。要綱等も審査の基準となることから、できるだけホームページで公開することとし、特に大量の場合には閲覧場所を明記し、各受付機関に備え付けた。（平成22年10月 備付状況等確認）</p> <p>教育委員会においては、教育総務課から所管課に対し、事務手続のチェック及び県民課が作成したデータベースへの登録を依頼した。</p>
<p>5 事務の本庁所管課の対応</p> <p>事務の本庁所管課は、受付機関及び処理機関に対して、受付簿、審査表、許認可管理台帳を作成するなど、適正な事務処理を行うよう指導されたい。</p> <p>また、事務担当者を対象とした研修を行うなど事務処理の適正化を図られたい。</p> <p>さらに、申請手続については、更新申請書の記載事項や添付書類の簡素化、電子申請の利用の促進及び申請書等のインターネットでのダウンロードを可能とすること等による効率化を検討されたい。</p> <p>なお、総合事務所又は地方機関に権限委任した事務については、定期的に処理機関の事務処理状況を把握するなどして、適正な事務処理が統一的に行われるよう指導されたい。</p>	<p>各所管課及び受付機関は、事務処理の見直し及びデータベースへの登録等を行った。</p> <p>また、更新申請の記載事項等の簡素化については、今後も検討を続けることとしている。</p> <p>なお、電子申請の利用については、情報政策課が中心となり促進を図ることとしている。</p> <p>教育委員会では、事務が適正に執行されているか再確認等を行った。県民課の作成したデータベースに申請様式、記載例、審査基準等を登録した。また、更新申請の記載事項等の簡素化については、今後も検討を続けることとしている。</p>

鳥取県監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成22年2月8日付鳥取県監査委員公告第3号で公表した平成20年度決算に係る財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の結果に関する報告（以下「平成20年度監査報告」という。）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第10項の規定により平成20年度監査報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成23年6月7日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
 鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
 鳥取県監査委員 興 治 英 夫
 鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

1 指摘事項

監査指摘	講じた措置
<p>1 文化観光局所管団体</p> <p>鳥取県立県民文化会館の鳥取県総合芸術文化祭メイン事業「ロマン街道・とっとり（音劇）」演出・監修等業務委託契約について、予定価格を決定していなかった。（財団法人鳥取県文化振興財団：文化政策課）</p>	<p>会計書類のチェックが不十分だったことが原因であり、幹部経営会議を通じて、会計書類のチェック強化について再度周知徹底するとともに、県主催の平成22年度会計事務・公有財産事務等制度改正説明会に参加し、実務担当者の事務処理能力向上を図った。</p>
<p>2 福祉保健部所管団体</p> <p>(1) 財団法人鳥取県保健事業団新本部事務所改修工事について、予算措置せずに執行していた。また、退職給与金外20科目について、予算の流用等を行わず科目の予算を超えて執行していた。（財団法人鳥取県保健事業団：健康政策課）</p> <p>(2) 現金収納した健康診断料等の収入金について、取引金融機関への預入が遅延していた。（財団法人鳥取県保健事業団：健康政策課）</p> <p>(3) 消防用設備点検に係る委託料について、支出金額に誤りがあった。（財団法人鳥取県保健事業団：健康政策課）</p> <p>(4) 空調設備保守点検業務に係る委託契約外3件について、予定価格を決定していなかった。（財団法人鳥取県保健事業団：健康政策課）</p> <p>(5) 基本財産の運用として保有している鳥取県債（証書借入）について、県の発行した借用証書を紛失していた。（財団法人鳥取県臓器バンク：医療政策課）</p>	<p>予算措置に対する認識不足が原因であり、再発防止のため、県主催の会計事務の研修会に必ず参加し、会計事務の詳細について教示を受けることとした。</p> <p>財務規程に関する知識が不十分であったことに加え、前回の監査で同様の注意を受けたことが後任者に引継ぎされていなかったことが原因である。再発防止のため、県主催の会計事務の研修会に必ず参加し、会計事務の詳細について教示を受けるとともに、監査指摘事項等についての事務引継を徹底することとした。</p> <p>過大に支出した金額は既に返還を受け、収納済みである。</p> <p>請求書と契約書の照合を怠ったことが原因であり、契約金額一覧表を作成し、支払時に照合するとともに、複数の職員による確認を徹底することとした。</p> <p>財務規程に関する知識が不十分であったことに加え、前回の監査で同様の注意を受けたことが後任者に引継ぎされていなかったことが原因である。再発防止のため、県主催の会計事務の研修会に必ず参加し、会計事務の詳細について教示を受けるとともに、監査指摘事項等についての事務引継を徹底することとした。</p> <p>紛失した証書に係る県債については、県の保管する関係書類で確認することで同意済みである。</p> <p>重要な証書等は、金庫で保管することを徹底し、事務局長が責任を持って厳重に管理することとした。</p>
<p>3 教育委員会所管団体</p> <p>(1) 鳥取県立布勢総合運動公園に係る物品貸付契約について、変更契約締結の事務手続が遅延していた。（財団法人鳥取県体育協会：公園自然課）</p> <p>(2) 鳥取県立倉吉体育文化会館に係る物品貸付契約について、変更契約締結の事務手続が遅延していた。</p>	<p>購入物品の納品場所が、当該物品の借受者の管理する施設であったことから、貸付契約を行わずとも借受者の貸付物品使用に支障が生じないという誤った判断により、県所管課及び借受者双方の担当者が手続を怠っていたことが原因である。再発防止のため、</p>

(財団法人鳥取県体育協会：スポーツ振興課)	め、貸付物品の購入手続と平行して、県所管課及び借受者双方が貸付契約の準備を進め、物品購入手続完了後、速やかに貸付契約を締結するよう徹底した。
-----------------------	--

2 監査意見

監査意見	講じた措置
<p>1 指定管理者制度の適正な執行について</p> <p>今回監査を行った指定管理施設において、協定書に定める業務が適正に行われていない事例が今年の監査に引き続き散見された。</p> <p>協定書に定める業務を指定管理者が適正に執行しているか確認するのは所管課の責務であるが、協定書において整備することとされている帳簿の未整備や承認を受けていない利用料金の設定など、執行状況を確認しておけば生じていない不適正な事例があった。</p> <p>多くの指定管理施設において、平成18年度の指定管理者制度の導入から3年を経過して二度目の指定となっており、県の財産である県立施設を指定管理者に任せきりにしているのではないかと危惧するものである。</p> <p>一方、再委託する場合の事前承認など、必要以上の事務手続を協定書に規定していると思われる。公の施設の管理運営に民間能力を活用するという指定管理者制度の趣旨や現状を踏まえ、それらの必要性や有効性について再度検討することが必要と考える。</p> <p>については、県は、制度の趣旨を踏まえ協定書の事務手続を再度検討し、実態に合うよう見直すとともに、業務の実施状況を適宜確認するなど指定管理者制度の適正な執行を図られたい。</p> <p>2 財務会計規程の整備と遵守体制について</p> <p>出資団体の多くが、契約の手続や会計その他財務に関する事務手続については鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）や鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）等（以下「会計規則等」という。）を準用して行っているところであるが、その会計規則等に準じている契約事務等について不適正な事例が散見された。</p> <p>団体が独自に定めた財務会計規程による事務についても不適正事例が見受けられ、これらは、職員が会計規則等や独自の規程をよく理解していないことが原因と考えられる。</p> <p>このため、会計規則等や独自の規程を職員に徹底する必要があり、内部研修を実施するとともに、県の会計事務研修等に職員を積極的に参加させる等の方法により会計規則等や独自の規程について習熟させることが必要と考える。</p>	<p>業務効率推進課</p> <p>指定管理施設の管理の適正を期するため、所管課で業務報告書等による点検と実地調査を行っているが、今回の意見を踏まえて、改めて調査の履行の徹底を指示するとともに、今後は必要に応じて実地調査の実施状況を確認することとした。</p> <p>また、協定書に規定する事務手続については、次期選定に向けて施設ごとに再検討を行うこととした。</p> <p>なお、指定管理施設の業務の再委託を詳細に把握する必要のない分野の業務（修繕、清掃等）については、個々の業務内容に応じて包括的に再委託承認等を行うこととした。</p> <p>業務効率推進課</p> <p>出資団体に県が主催する会計事務研修会への参加を呼びかけるとともに、会計規則等を改正した時には、改正内容を出資団体に周知することを徹底した。</p> <p>また、各所管課が、監査等での指摘事項に対する団体の改善対応について確認し指導を行う中で、必要に応じて財務会計規程の見直しも検討するよう促した。</p>

また、会計規則等や独自の規程の内容が、団体の業務の実態に適合していないことも不適正事例の原因と考えられることから、機会を捉えてこれらが実態に即したものとなっているか検討し、財務会計事務の適正な執行を担保しつつ、独自の規程を整備していくことも必要と考える。

については、県は、会計規則等を準用している出資団体について、会計規則等の習熟を深める機会を確保するとともに、会計規則等の改正等の情報をこれらの団体にも提供するなど、所管課と団体が連携を密にして情報の交換を行い、団体の業務の実態に合わせた財務会計事務が適正に行われるように配慮されたい。

3 財団法人鳥取県国際交流財団の周知と利用促進について

財団法人鳥取県国際交流財団（以下「国際交流財団」という。）は、本県における国際交流推進の基盤づくりと国際交流活動の支援を行い、県民、民間団体及び行政が一体となって全県的な国際交流活動を推進することにより、国際性豊かな県民の育成と地域の活性化を図るとともに、世界に開かれ、世界に貢献する鳥取県づくりに寄与することを目的に設立された財団である。

平成20年12月現在、県内には5,000人弱の外国人が在住している。しかし、国際交流財団の存在と活動が広く県民に知られているとはいえず、また、国際交流財団の事務局及び国際交流活動の拠点となる国際交流センター（国際交流財団が管理）は鳥取空港内にあり、バス等の公共交通機関の利便性が悪く、県民や外国人にとって利用しやすい状況にあるとはいえない。

については、県は、国際交流財団のホームページや機関紙のさらなる充実について協力するとともに、県政テレビ番組等県の広報媒体を利用した広告活動にも努め、新交流時代に向けて国際交流財団の存在や活動についてより一層県民への周知を図られたい。

また、県民や外国人がより利用しやすい活動拠点となるための方策について、立地や交通手段等も含めて検討されたい。

4 財務事務処理の機能強化について

財団法人中海水鳥国際交流基金財団（以下「基金財団」という。）の財務事務処理において、財務規程に定められた調定手続を行っていなかったり、会計帳簿が整備されていないなど基本的な手続が行われていない不適正な事例が多数見受けられた。

これらの不適正な事例は、職員が公益法人会計について不慣れなことにより、財務事務手続をよく理解せずに業務を行っていること及び基金財団のチェック体制が不

文化観光局（交流推進課）

国際交流財団では、財団のホームページのトップページで業務内容全体が分かるようホームページを全面リニューアルするとともに、機関誌・チラシの配布先の見直しなどを行った。県も、広報媒体の充実に協力するために、県の広報媒体を積極的に活用するよう働きかけている。

また、より利用しやすい拠点となるための方策について、県内在住外国人の意見も聞きながら検討することとした。

文化観光局（交流推進課）

基金財団では、少人数の職員で規模の大きな米子市の財務規程を準用し続けることは無理があると判断し、同規模の別の財団の財務規程を参考にして、独自の規程を作成し、平成23年度から適用することとした。

十分であったことが原因と考えられる。

ついては、県は、米子市と連携して基金財団の財務事務処理の機能強化を図られたい。

5 補助事業者との連携について

鳥取県民生児童委員協議会（以下「県協議会」という。）は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）及び県の補助金交付要綱に基づき、間接補助金の交付要綱を制定し、地区民生児童委員協議会及び地域民生児童委員協議会（以下「地区協議会等」という。）に間接補助金を交付している。

しかし、県協議会が地区協議会等に交付決定する際に県の補助金交付要綱に定める変更等の条件を記載せずに通知していたり、地区協議会等からの交付申請書や実績報告書に内容に誤りのある書類が添付されているなど、県協議会及び地区協議会等双方とも補助金事務に精通していないと思われる状況が見受けられた。

また、県協議会が定めている間接補助金の交付要綱において、県の補助金交付要綱の趣旨と異なった交付条件の規定を定めるなど、県との連携が十分行われていないと思われる状況が見受けられた。

ついては、県は、県協議会と十分調整を行って補助金交付事務の整合を図るとともに、適正な補助金事務の執行に配慮されたい。

6 財務事務処理の機能強化及び内部統制の強化について

財団法人鳥取県保健事業団（以下「保健事業団」という。）の会計処理において、前回監査（平成19年度実施）において指摘し、及び注意したにもかかわらず、今回の監査においても予定価格の未決定（前回指摘）や現金の取引金融機関への預入の遅延（前回注意）など同様の事例や、その他予算執行や契約事務等についての不適正な事例が多数見受けられた。

これらの不適正な事例は、理事の法令遵守に対する認識不足や、経理担当職員の財務規程に対する知識が不十分であること及び当該法人の業務の適正を確保する体制（いわゆる内部統制）が十分機能していないことが原因と考えられる。また、監事監査も不十分であると考えられる。

ついては、県は、保健事業団の経理担当職員の資質向上及び内部統制の強化を図られたい。

7 基本財産の運用について

財団法人暴力追放鳥取県民会議（以下「鳥取県民会議」という。）の平成20年度の基本財産（4億4,700万円：平成20年度末）の運用収入は992万4千円となっており、運営上重要な財源となっている。

基本財産の運用のうち、平成20年4月にユーロ円債（運

福祉保健部（福祉保健課）

県と県協議会がそれぞれの補助金交付要綱を改正して整合を図るとともに、県協議会が適正な補助金事務を執行できるよう、県は、連携をとりながら、適宜指導及び監督を行うこととした。

福祉保健部（健康政策課）

保健事業団では、今回の指摘を受けて、理事会で対応を協議し関係者の処分等を行ったところであり、今後は、研修参加による担当者の資質向上やチェック体制を改善するとともに、役員による内部統制を強化することとしている。

県としても、経理担当職員の知識不足改善のため、県が開催する会計事務研修会への参加を促し、また、保健事業団と密に連携を取りながら適正な事務処理が行われるよう支援を行うこととした。

警察本部（組織犯罪対策課）

鳥取県民会議では、運用期間が長期の外国債は購入しない旨を基本財産運用規程に盛り込むこととした。なお、現在購入しているユーロ円債は、期間中に解約すると元本が保証されないことから、償還時

<p>用期間30年)を1億円購入している。国内金利の低下に伴い、必要な運営資金を確保しようとしたことは理解できるが、この債券は、為替レートの変動によって金利が変動し、円高となった場合は金利がゼロになる可能性がある。更に、運用期間が30年と長期に設定されており、運用期間の途中で売却は、当該債券の市場性が低いいため困難か、あるいは元本をき損する可能性があり、商品価値が低くなると考えられる。</p> <p>鳥取県民会議の基本財産運用規程によると、基本財産の運用に当たり、専務理事を運用責任者として運用計画を作成し、理事会の承認を得る体制となっているが、この債券の購入に当たって運用にまつわる様々なリスクについて精緻な議論がなされた経過が見られず、実効性のあるリスク査定等運用について十分に審議をする体制となっているか疑問である。</p> <p>また、責任の所在が不明確で、仮に運用が失敗した場合には、専務理事、理事会、理事長がどのような責任を取るのか明らかでない。</p> <p>これらを踏まえ、また昨今の経済情勢を考えると、基本財産の運用について懸念が生じるものである。</p> <p>については、県は、今後の基本財産の運用について、基本財産運用規程を改正し、确实かつ有利な運用が行われるよう見直しを図られたい。</p>	<p>期まで所有することとした。</p>
--	----------------------

鳥取県監査委員公告第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、鳥取県知事から平成22年3月26日付鳥取県監査委員公告第5号で公表した包括外部監査の結果に関する報告(以下「包括外部監査報告」という。)に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第2項の規定により包括外部監査報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成23年6月7日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
 鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
 鳥取県監査委員 興 治 英 夫
 鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

1 指摘事項

指摘事項	講じた措置
<p>第3章 財団法人鳥取県産業振興機構の概要</p> <p>第8 指摘事項「機構の基本財産中の機構出資額20万円を解消すべきである」</p> <p>基本財産の出資の中に機構自らの出資額が20万円</p>	<p>指摘を受けた出資金20万円は、財団法人鳥取県工業</p>

<p>存在する。機構の基本財産を機構自体が持っていることは認められることではないため、解消すべきである。</p>	<p>技術振興協会の解散に当たり残余財産を寄付されたものを、そのまま自らの基本財産としたものである。基本財産台帳の記載が誤っていたことから、基本財産台帳の記載を訂正した。</p>
<p>第7章 設備貸与事業 第8 指摘事項「貸倒引当金の計上不足の結果、債務超過状態である」</p> <p>機構の貸倒引当金の計上基準及び計上額は財務規程に従っていない。</p> <p>8,498万円の貸倒引当金不足をこの事業の決算に反映すると8,498万円の債務超過となる。</p> <p>将来の回収不能見込額を計上すべき貸倒引当金残高に多額の不足額があることは、機構ひいては県の将来損失負担額を隠していることになる。県はこの実態を直視し、現在できることをするとともに今後の対応策を早急につくるべきである。</p>	<p>財務規程は計上の上限額を示したものであり、当事業では、貸倒損失に係る保証金及び機械類信用保険等を考慮して貸倒引当金の見積額を算出している。現在の貸倒引当金計上額は、この見積額を上回っており、債務超過には当たらないと考えている。</p>
<p>第8章 中小企業ハイテク設備貸与事業 第6 指摘事項「貸倒引当金の計上不足の結果、債務超過状態である」</p> <p>延滞先及び破綻先の状況を勘案すると、機構が計上している貸倒引当金2,312万円は明らかに引当金不足があると考え。破綻債権5,760万円の90パーセントを回収不能とすると5,265万円の回収不能額があることになり、実質債務超過状態にあると考えている。</p>	<p>財務規程に基づく貸倒引当金の限度額は、約3,214万円であり、現時点の貸倒引当金計上額はこの額に達していない。そのため、数年前から収支改善に努めており、当事業の終了する平成27年3月までに必要額を計上できる見込みである。</p> <p>また、同月までの貸倒損失については、現在の計上見込額で対応可能であると見込んでいる。</p> <p>なお、損失補償に対しては、保証金のほか機械類信用保険を付保しており、残りの部分に対して貸倒引当金を充当することとなる。</p>
<p>第13章 次世代・地域資源産業育成事業 第5 指摘事項「平成20年度の収支均衡予算は支出すべき事業費を映し出していない」</p> <p>平成20年度の予算に8,536万円の助成金支出を計上していた。この助成金支出予算額は、平成20年度予算の収支差額をゼロにするために算定した金額である。このような収支均衡予算を策定すべきではない。予算は執行すべき事業を映し出すものであり、可能な限り正確に予算を策定しなければならない。</p>	<p>平成22年度予算策定に当たり、平成21年度交付決定分については実態に添った補助見込額を算定し、平成22年度交付決定分も、可能な限り当該年度分の補助見込額を算定した。</p>

2 監査意見

監査意見	講じた措置
<p>第3章 財団法人鳥取県産業振興機構の概要 第9 意見「組織力の維持・向上のために正規職員の確保が必要である」</p> <p>職員総数62名中、正規職員数は6名と少なく、10</p>	<p>順次正規職員の増員を計画しており、平成22年度は</p>

<p>年以内に4名の男性職員は定年退職を迎えてしまう。機構の継続的な事業を遂行するためには、組織運営の中核となる人材を複数人確保し育てなければならない。県内企業の人材育成に力を注ぐだけでなく、足元の人材を確保し育成することも忘れてはいけない。</p>	<p>正規職員を1名増員した。さらに平成30年度までに、正規職員を平成22年度現在の7人から16人まで順次増員する計画であり、平成23年度は4名増員する予定である。</p> <p>また、平成23年度には、現在の非常勤職員を3年間の任期付職員として位置づけ、組織の体制強化を図ることとしている。</p> <p>なお、資格取得を奨励するなど、正規職員のスキルアップにも努めていく。</p>
<p>第4章 一般会計に含まれている事業</p> <p>第2 専門家派遣事業</p> <p>3 意見「派遣先負担の増額を検討すべきである」</p> <p>専門家派遣費用の半額を派遣先企業が負担しているとはいえ、個々の企業に専門家を派遣するために1社当たり11万円もの県費を負担している。専門家派遣は、機構があっせん・紹介をする程度にとどめることを検討しなければならないと考える。例えば、紹介した初回だけを県が半額負担するという制度である。あっせん・紹介した後は、専門家と派遣先企業の個別相談契約にもっていかなければならない。なぜなら、専門家派遣の利益を享受するのは派遣先企業だけだからである。</p>	<p>中小企業の経営革新の着実な推進を支援するという政策目的の達成には、あっせん・紹介だけでは効果がなく、専門家と派遣先企業との信頼関係が醸成されるまで支援することが重要である。</p> <p>また、個々の企業は経費の半額を自己負担しており、これ以上の負担を企業に求めることは企業の意欲を損なうおそれがある。</p> <p>なお、専門家による個々の経営診断、助言・指導案件に職員が同行・フォローアップを行うことで、機構職員の資質向上及びノウハウが蓄積され、他の類似事例に的確に対応できるといった公益性も確保されており、利益を享受するのは派遣先企業だけとはいえない。</p>
<p>第3 販路開拓支援事業</p> <p>2 商談会開催事業</p> <p>(3) 意見「出展企業の営業成果に応じた参加料の徴収を検討すべきである」</p> <p>商談会による取引成立の経済効果は、個々の企業に帰属するものである。商談会による、個々の事業者の製品の営業成果に応じた参加料を求めることを検討すべきである。</p>	<p>平成22年度より、機構が主催する食品部門の商談会について一律の参加料を徴収している。</p> <p>なお、素材、部品加工等ものづくり系の商談会については、成約に至るまでの企業負担が大きいことから、徴収を見送った。</p> <p>商談会はきっかけづくりであり、監査意見にあった成功報酬を徴収することの是非については、今後も慎重に検討していきたい。</p>
<p>第3 販路開拓支援事業</p> <p>3 ビジネスパートナー発掘支援事業</p> <p>(3) 意見「出展企業からの参加料の徴収を検討すべきである」</p> <p>参加企業には、鳥取県による経営革新承認企業となっているという条件がある。打って出る企業、上昇気流に乗りたい企業には応分の負担を求めることを検討すべきである。</p>	<p>参加企業から参加料は徴収していないものの、出展に係る企業の負担は1社当たり平均35.4万円(人件費含まず。)と、決して少なくないと思われる。しかし、受益と負担の公平性に鑑み、平成23年度から出展企業にも負担を求めることとした。</p>

<p>第 4 海外展開支援事業</p> <p>1 県内企業海外チャレンジ支援事業補助金事業</p> <p>(2) 意見「チャレンジ支援期間の制限を検討すべきである」</p> <p>平成18年度から平成20年度までの3か年度において、毎年補助金を受けている企業が1社、2回受けている企業が1社あった。同一企業に毎年補助金が交付されることに抵抗感がある。補助金が交付されることが海外取引の誘引になる時期であれば容認できると考えるが、海外取引が一定の規模以上になれば自立化したものと考えられる。交付要綱及び交付要領の見直しを考えるべきである。チャレンジ期間の見極めである。</p>	<p>海外進出に当たっては国や地域によって商習慣、ルール、市場の状況等が異なり、県内企業にとって大きなリスクを伴う。そのため、同一企業の通算利用回数ではなく、同一仕向地に対する助成を制限することとし、平成22年度から見本市・商談会・物産展出展事業は3回まで、それ以外は1回に制限した。</p>
<p>第7章 設備貸与事業</p> <p>第9 意見</p> <p>1 「財務諸表上、未収債権の総額と貸倒償却額を示す必要がある」</p> <p>(1) 未収債権先の支払期限未到来債権の注記を求める</p> <p>未収となる可能性の高い債権金額を明らかにするために、未収債権先の支払期限未到来の債権額を注記することを提案する。</p>	<p>公益法人会計基準において、未収債権先の支払期限未到来の債権額は、財務諸表に注記すべきものとして定められていない。</p> <p>また、財務諸表の注記は当該事業年度末における資産等の状態を明示するのが目的であり、この点からも財務諸表への注記を行う必要はないと考えている。</p>
<p>(2) 融資上の失敗である貸倒償却額が開示されていない</p> <p>現在の財務諸表は、貸倒償却額も含めた金額を貸倒引当金繰入額として表示している。このため、財務諸表上に貸倒償却額が表われない。これでは、貸倒損失という融資事業上の失敗が見えないことになる。貸倒償却額を開示する必要がある。</p>	<p>公益法人会計基準に基づき財団法人全国中小企業設備貸与機関協会が作成した「小規模企業設備資金事業会計処理マニュアル」に従って適切に処理を行っており、貸倒償却額の開示までは必要ないと判断している。</p> <p>なお、設備貸与先企業が倒産した場合等の未収債権額は、財務諸表の貸借対照表において未収損害賠償金として示されている。</p>
<p>2 「県に対する損失補償の請求を速やかに行うべきである」</p> <p>県との損失補償契約書には、機構が未収債権を各事業年度終了後3か月経過してもなお回収することができなかった場合は、県に対し損失補償を請求することができる規定がある。しかし、3か月経過後にすぐに請求を行うことはまれである。平成20年度末の未収債権のうち、県に対する損失補償の請求期限切れになった債権は4社、合計で898万円ある。県と機構が一体となって回収に努力し、県の損失を</p>	<p>県に対する損失補償請求は、損失補償契約第3条の規定により、未収債権の償却（予定を含む。）が前提となっているため、単に各事業年度終了後3か月経過しただけでは請求できない。</p> <p>しかし、事務の遅延により請求期限切れとなることがないように、債権の管理を徹底し、必要に応じて速やかな請求を行うよう努めている。</p>

<p>可能な限り圧縮するための事務手続の第一歩として、3か月経過後の請求は県に速やかに行うべきである。</p>	
<p>第8章 中小企業ハイテク設備貸与事業 第7 意見 1 「未収債権先の支払期限未到来債権の注記を求める」 未収となる可能性の高い債権金額を明らかにするために、未収債権先の支払期限未到来の債権額を注記することが必要である。</p>	<p>機構は、公益法人会計基準に従って処理を行っている。同基準では、財務諸表に注記すべき事項として未収債権先の支払期限未到来債権額はあげられていないこと、財務諸表の注記は当該事業年度末における資産等の状態を明示するのが目的であることから、注記を行う必要はないと考えている。</p>
<p>2 「損失が生じた時の負担を明らかにする必要がある」 この事業において機構は、県との損失補償契約を締結していない。そのため、貸倒れが発生した際には、機械類信用保険預り金、割賦設備保証金で充当される部分を除き、機構が自己財源で損失の負担をしなくてはならない。しかしながら、機構には多額の不良債権を損失処理する余力はない。不良債権に対する損失処理方法を県と協議し実行しなければ、後年度の負担にのしかかってくるだけである。</p>	<p>現時点では貸倒引当金の計上額は必要額を下回っているが、試算では同事業の終期である平成27年3月までには必要額の計上が可能である。もし、不測の事態により損失が出た場合は、県と機構で適切な対応を協議することとしている。</p>
<p>第10章 施設管理事業 第5 意見「機構の不動産を県に譲渡することを検討すべきである」 機構は、不動産取得のための無利息借入金を県及び鳥取市に返済しながら、一方で多額の改修補修工事に要する経費の補助金を受けている。これでは、不動産の所有者責任が誰にあるのかが曖昧なまま推移することになる。 機構は、県内産業の振興を主目的とする公益法人である。機構は、この主目的のために機動的な態勢しておかなければならない。不動産賃貸管理、不動産維持管理、借入資金の管理など産業振興目的にそぐわない事業から解放してやらなければならないと考える。そのためには、機構が所有する不動産を県に譲渡することを検討すべきである。</p>	<p>インキュベートルームを低廉な価格で創業初期段階の企業に貸し出す等、不動産賃貸管理等も産業振興上の観点から行う必要があるため、機構が管理業務を行うことは適当であると考えている。 しかし、施設の老朽化は自然に進行していくことから、将来を見据え、今後、機構から県への不動産の譲渡を検討していくこととする。</p>
<p>第11章 再生協議会事業 第5 意見「再生支援策を県の知的財産とすることを求める」 機構内に再生支援室を設置しているが、国の事業であること、また、特殊な事業であるという理由でこの支援室はまったく機構とは隔離された状態で再生支援業務を行っている。 国の事業とはいえ、県内企業を再生するために設</p>	<p>再生支援業務については、平成22年度から常駐専門家(再生担当マネージャー)を3名から4名に増員し、体制を強化した。 また、機構の各部署との情報共有・連携強化により再生支援策を県の知的財産として構築し、県内企業に</p>

<p>置した機構内の組織なのであるから、多少なりとも機構の他部門との情報交換の公式の場をつくるべきである。</p> <p>再生支援室は、課題の一つに人材の確保が難しいことを上げている。企業再生支援を充実するためには、再生支援室の人材を確保すること、そして、これまでの再生計画づくりからつかみ取った再生支援策を県の知的財産として役立てていくことが重要と考える。</p>	<p>対する機構の支援の充実を図っていく。</p>
<p>第13章 次世代・地域資源産業育成事業</p> <p>第6 意見</p> <p>1 「100パーセントの事業化を目指して支援することが必要である」</p> <p>支援する機構は、国の掲げる3年以内に助成件数の30パーセントを事業化するという成果数値目標30パーセントにとられることなく、100パーセントの成功戦略をもって支援に取り組まなければならない。</p>	<p>当該目標は、あくまで事後の施策評価のための指標であり、最低限の達成目標である。目標設定値にとられることなく、機構全体のノウハウを十二分に活用して、できる限りの事業化を目指して支援を行っている。</p>
<p>2 「1億円を超える普通預金の一部定期預金化等が必要であった」</p> <p>機構の担当者は1億円を超える普通預金残高の一部を定期預金等で運用することを中小企業基盤整備機構の担当者に相談したが、理解を得られなかった。国民の理解は得られないと考える。</p>	<p>中小企業基盤整備機構と再度協議し、定期預金で運用することに対し理解が得られたことから、定期預金で運用を開始した。</p>
<p>3 「次年度以降の助成金執行予定額の財務諸表注記が必要と考える」</p> <p>次年度以降の助成金支出額は、ある程度予測可能な金額であり、重要な事項である。財務諸表注記が必要と考える。</p>	<p>財務諸表の注記は当該事業年度末における資産等の状態を明瞭に表示することで足りると考えており、今後の見越し事業費まで明記する必要はないと考えている。</p>
<p>第14章 工業高校実践教育導入事業</p> <p>第5 意見</p> <p>2 「工業高校の実践教育立県を目指せ」</p> <p>国からの委託がなくなる平成22年度以降は、県が事業を継承しなければならない。工業高校実践教育導入事業は、すぐに成果が表れる事業ではない。この事業は、若い人材を育てていくこと、若い人材が県外に流失することによる地元企業の衰退を防ぐために必要な事業である。</p> <p>この事業により県内企業と学校との接点が多くなった。しかし、まだ産業界と学校の歯車がかみ合っていない状態である。今後、産業界と学校との歯車がかみ合い、そして円滑に回転し、鳥取県が工業高校実践教育の先進県（モデル県）となることを期待している。</p>	<p>平成22年度以降は、県事業として「地域産業の担い手人材育成・確保支援事業」（ふるさと雇用再生特別交付金事業）を実施する。</p> <p>工業高校及び産業界の連携による人材育成の取組を教育委員会との連携により支援し、継続発展させていく。</p>

<p>第16章 高専等活用中小企業人材育成事業</p> <p>第7 意見「講座の有料化を検討すべきである」</p> <p>国からの委託事業は平成20年度に終了したが、平成21年度は全国中小企業団体中央会の補助事業として実施されている。</p> <p>この事業の成果としての次年度以降も使用できる教育カリキュラム等をさらに進化及び深化させて、教育レベルの向上に資することを望んでいる。</p> <p>また、今後は有料化を検討すべきである。</p>	<p>教育カリキュラムについては、これまでの米子高専の教員を中心とした講師陣から、企業の方にも講師を担当してもらう等して、学問的内容のみならずより実践的な内容を多く取り入れるなどの工夫を行うとともに、平成22年度から受講料を有料化した。</p>
<p>第18章 中心市街地商業活性化推進事業</p> <p>第6 意見「事業の推進ができていない」</p> <p>中心市街地商業活性化事業に使われた助成金額よりも返還金額の方が上回っているという事実がある。未使用額が常態化していることは、衰退している中心市街地商業活性化のための事業提案の難しさを映し出している。</p> <p>この助成事業は、「自分たちで考えて活性化事業を提案してください。事業費は予算の範囲内で助成しますよ。」という自発提案事業に対する後押し型の施策である。用意された財源を有効に活用できる事業提案ができなかったことは、誠に残念なことである。</p> <p>助成事業の乏しさは、商工業の活性化のリーダーである商工会議所のやる気、企画力の乏しさ及びリーダーシップの欠如を表しているといえる。</p> <p>当事業は約10年に及ぶ活性化事業である。年間の基金運用益を2,000万円強として総額2億円を超える助成金財源を用意していた国や県の施策を生かしていないといえる。</p> <p>この制度は平成11年度から平成23年度までの事業である。先が見えてきている。失われた10年にならないことを切望している。</p>	<p>平成18年8月に当事業の根拠となる法律が改正されたことに伴い、助成対象者が鳥取市及び米子市の商工会、商工会議所等に限られたが、事業が終了する平成23年度まで、当基金事業を十分に活用してもらえよう、両市の関係機関へのPRに努めていく。</p>
<p>第20章 基金型事業に潜む盲点</p> <p>第2 県からの借入金等の調達資金を県発行の債券で運用している</p> <p>2 意見「県からの借入金を財源に県債を購入し運用している」</p> <p>機構は、中心市街地商業活性化推進事業を行うため、県から6億円を借り入れ、その資金で東京都公債額面3億9,400万円、県発行の法人引受債額面2億円を購入し、約600万円の定期預金の預入れを行い運用益を得て事業費を賄っている。</p> <p>県の歳入・歳出は、機構に対する6億円の貸付金歳出のうち2億円と、機構からの2億円の借入金歳入（法人引受債）を計上していることになる。つま</p>	<p>当該事業は、国及び県の貸付金を原資とし、その運用益で事業を行う制度であるが、鳥取県債の購入は、運用方法の一形態に過ぎず、債権債務者が同一になったことについては特に問題はない。</p> <p>したがって、特に見直しは行わず、県債の満期到来まで現行通りの運用とする。</p>

<p>り、県が機構に貸し付けた資金で機構が法人引受債を購入しているので、2億円の資金を県に返していることになる。</p> <p>機構が保有する法人引受債には発行条件どおりの確定利息を支払っている。しかし、機構に貸し付けたお金の一部を県債発行により借り入れているのであれば、それに対して利息を支払うことは納得が得られない。</p>	
<p>第21章 給与</p> <p>第3 給与事務の監査</p> <p>4 意見「定期券代の支給は6か月単位とすべきである」</p> <p>検証対象者のうち1名が公共交通機関利用者であり、その者に対しては1か月単位で通勤定期代が支給となっていた。公共交通機関の定期券は、最長6か月分で購入すると割引率が高くなるため、経費節減のために6か月単位での通勤手当の支給方法に改めるべきである。</p>	<p>平成22年4月から、6か月単位で支給している。</p>
<p>第4 金融機関からの職員派遣について</p> <p>2 意見</p> <p>(1) 「金融機関からの無償派遣を問題視する」</p> <p>県内の3つの金融機関から3名の派遣職員を受け入れている。それらの給与等に対して機構の負担がないことを問題視する。機構は、県の行政代行事業を行う外郭団体である。その機構が民間から無償で職員を受け入れることは、民間からの労務の無償受入に該当するものである。</p> <p>応分の負担、例えば金融機関からの派遣者負担金に関する統一価格を取り決めることにより機構が人件費を負担すべきである。</p> <p>金融機関から職員の派遣を受け入れ、その職員が機構の業務を100パーセント行っているのであれば、応分の負担をしなければ機構、ひいては県と金融機関との対等な関係は維持できないと考える。</p>	<p>機構の業務を実施することが、金融機関の職員の能力向上を目的とした研修に当たるとして、派遣職員の人件費を金融機関が負担することを機構及び金融機関の双方が合意し実施しているため、問題はない。</p>
<p>(2) 「金融機関との派遣協定書の内容を見直すべきである」</p> <p>金融機関との派遣協定書の内容が簡略的過ぎる。その内容を見直すべきである。</p>	<p>内容を見直し、社会保険等の取扱い及び機密保持について協定書に盛り込むとともに、対象範囲が不明であるとの指摘を受けた旅費について、その範囲を明確に定めた。</p>
<p>第22章 謝金</p> <p>第4 意見</p> <p>1 「謝金という用語では対価性と透明性が失せてくる」</p> <p>行政上の必要経費に対価性を希薄化させた謝金と</p>	<p>国の要綱、契約等で規定されているものについては</p>

<p>いう曖昧性・漠然性をもった用語を使用することは好ましいことではない。明確に外部報酬として位置づけ、適正な報酬を算定すべきである。</p>	<p>対応できないが、県からの補助事業に係る交付要綱(鳥取県中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱)については、県の所管課が実態にあわせて改正した。</p>
<p>2 「謝金の支給単位を時間軸に統一すべきである」</p> <p>委員会に出席するため遠方から来る委員は、丸1日時間を要するのは事実である。しかしながら、近くから来る人も、遠方から来る人も同額を支給することは不公平であると考ええる。</p> <p>移動時間も含めた時間を軸にした支給方法に改正することが必要であると考ええる。</p>	<p>委員への謝金は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例に基づく附属機関の委員に対する報酬に準拠して、1日単位で支給し、遠方から来る委員には、必要経費として旅費を措置している。移動時間は役務の対価にあたらないため、時間を軸とした支給方法は適当ではないと考えている。</p>
<p>第23章 委託料</p> <p>第3 意見「一般競争入札には、適正な予定価格の算定が必要である」</p> <p>一般競争入札によってシステム保守運用管理に係る委託業務の受託を受けた事業者は、予定価格576万円を148万円下回る428万円で落札している。低く抑えることができたことと喜んではいけない。システムの保守管理に必要なのは、それに向かう知識、技能及び技術だけでなく、長くサービスを提供できる継続性、担当者の傷病時のバックアップ体制である。</p> <p>機構は、この一般競争入札に他の事業者が参加しなかったことを重く受けとめ、適正な予定価格を設定し、他の事業者が入札に参加できるようにしなければならない。機構は予定価格算定の実務経験に乏しいため、必要に応じて県の積算を参考に入札に臨むべきである。</p>	<p>現在は、予算の範囲内で、他社からも見積を徴収して予定価格を設定し、適切な入札条件となるよう努めている。</p> <p>今後も、契約方法、仕様の作成、予定価格の算定等の契約事務について、県の会計事務研修への担当職員参加等により、適切な事務執行に努めることとする。</p>
<p>第24章 金融機関からの短期借入金</p> <p>第4 意見「県との短期借入金は長期契約に変更することを検討すべきである」</p> <p>中小企業ハイテク設備貸与事業の県からの短期借入金と施設管理事業における県及び鳥取市からの短期借入金は、年度当初を借入日として年度末を返済期日とする契約を継続している。この資金は年度末に民間金融機関からの借入金で返済し、翌事業年度始めに県及び鳥取市（施設管理事業は鳥取市も借入先になる）からの借入金により金融機関に返済している。</p> <p>このようなことをする理由は、これら2つの事業は収益の見通しが難しいため安定した返済財源の確保ができないため、毎年度の収支結果に左右された「ある時払い」の返済になっているからである。</p> <p>「ある時払い」の資金貸借では事業運営に緊張感が生み出せないと考えている。「お金がなければ、県がなんとかしてくれる。」気持ちを醸成することにもなる。</p>	<p>中小企業ハイテク設備貸与事業については、平成25年度末の事業終了を前提とした貸倒引当金の積み増し、延滞発生時の県への償還財源確保等の資金繰りを考慮し、今後も各年度当初貸与残高に基づく短期借入が望ましいと判断した。</p> <p>また、機構が所有する建物の庁舎管理経費について平成23年度に県の助成を受け、県及び鳥取市への債務を安定的・計画的に返済することとしており、長期借入契約については引き続き検討していくこととした。</p>

また、金融機関からわずか 1 日の借入れに収入印紙代 30 万円と利息 5 万円を支出していることはもったいないことである。

県と機構との間における短期借入金契約を長期借入金契約へ変更することを検討すべきである。